

第2編 各自然災害に共通する対策編

平成26年 6月 作成
平成27年 6月 修正
平成28年 6月 修正
平成29年 7月 修正
平成30年 7月 修正
令和元年 7月 修正
令和2年 7月 修正
令和4年 10月 修正
令和8年 3月 修正

目 次

第 1 章 災害予防計画	1
【災害予防計画の体系】	2
【災害に強い市民の育成】	3
第 1 節 防災知識の普及	4
1 基本方針	4
2 職員に対する防災教育	4
3 学校教育における防災教育	5
4 市民に対する防災知識の普及	5
5 防災相談及び意識調査	6
6 災害教訓の伝承	6
7 市民の雪害に対する心構え	7
第 2 節 市民及び事業者等のとるべき措置	8
1 基本方針	8
2 市民のとるべき措置	8
3 事業者等のとるべき措置	11
4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進	14
第 3 節 自主防災組織の育成	15
1 基本方針	15
2 地域住民等の自主防災組織	15
3 事業所の自衛消防隊等	16
第 4 節 防災ボランティアの活動環境の整備	17
1 基本方針	17
2 防災ボランティアの環境整備	17
3 防災ボランティアの受入体制等	18
4 防災ボランティアの育成	18
第 5 節 防災訓練の充実	19
1 基本方針	19
2 防災訓練計画	19
【災害に備える強い組織体制づくり】	21
第 6 節 防災体制の整備	22
1 基本方針	22
2 市の活動体制	22
3 防災関係機関の活動体制	25

4	人材確保方策	25
第7節	通信及び放送施設災害予防	26
1	基本方針	26
2	通信用施設設備の整備	26
3	放送事業者との協定	27
4	アマチュア無線協会との協定	27
第8節	水害予防	28
1	基本方針	28
2	水防計画に基づく危険区域の監視	28
3	ダムの操作、事前放流の取組推進	29
4	農業用排水路、ため池等の点検	29
5	水防資機材の点検配備	29
6	水防作業人員の確保	29
7	雨量及び水位情報の提供	29
8	避難準備措置の確立	30
9	地下空間の浸水対策	31
10	水防施設等の耐震対策	31
11	自衛水防組織の育成、防災訓練の実施	32
第9節	風害予防	33
1	基本方針	33
2	小型船舶の事前避難措置	33
3	家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置の徹底	33
4	高波による被害の防除措置	33
第10節	雪害に係る道路等の交通確保対策	34
1	基本方針	34
2	交通安全の啓発等	34
3	国道、県道等の交通確保	35
4	公共交通機関の確保	35
5	交通情報の共有	36
6	事業者の措置	36
第11節	消防力の充実、強化	37
1	基本方針	37
2	出火防止、初期消火	37
3	火災警報の発令	38
4	所要地域の警戒措置等	38
5	消防力の強化	39
6	消防機器の点検整備と出動計画等	39
7	消防機関の警戒警備体制の確保	40
8	火災発生防止の徹底	40
9	救助・救急体制の整備	40

第12節	林野火災予防	42
1	基本方針	42
2	防火思想の普及	42
3	林野火災予防対策の確立	42
4	林野火災消防計画の策定	43
5	林野火災の警戒	43
第13節	避難体制の整備	44
1	基本方針	44
2	指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等	44
3	二次避難支援体制の整備	47
4	交通規制	47
5	避難誘導標識等の設置	47
6	安全確保計画	47
7	避難所運営マニュアルの作成	48
8	情報連絡体制の整備	48
第14節	要配慮者対策	49
1	基本方針	49
2	在宅の要配慮者への配慮	49
3	社会福祉施設等の整備	52
4	外国人等に対する防災対策	52
5	障害者に対する情報伝達等	53
第15節	緊急輸送体制の整備	54
1	基本方針	54
2	緊急輸送道路ネットワークの整備	54
3	臨時離着陸場の整備	55
4	港湾・漁港の整備	55
5	民間事業者等の活用	55
第16節	医療体制の整備	56
1	基本方針	56
2	医療救護体制の整備	56
3	情報連絡体制	57
第17節	健康管理活動体制の整備	58
1	基本方針	58
2	平常時の健康管理対策	58
3	災害時の健康管理体制の整備	58
4	情報連絡体制の整備	58
第18節	こころのケア体制の整備	59
1	基本方針	59
2	こころのケア実施体制の整備	59

3	災害時精神科医療体制の整備	59
4	情報連絡体制の整備	59
第19節	食料及び生活必需品等の確保	60
1	基本方針	60
2	役割分担	60
3	食料及び生活物資の確保	61
4	消費者米穀の確保（雪害対策）	61
5	物資の集積、配送先の整備	61
6	義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成	62
第20節	農林水産災害予防	63
1	基本方針	63
2	農作物災害予防対策	63
3	林業施設関係予防対策	65
4	家畜災害予防対策	65
5	水産災害予防対策	65
第21節	干ばつ災害予防	66
1	基本方針	66
2	干ばつ対策	66
3	ダムの流水調整等による水源の確保	66
4	防火対策の強化	66
5	人工降雨の実施	66
第22節	雪崩危険地域及び孤立集落対策災害予防	67
1	基本方針	67
2	雪崩対策	67
3	孤立集落対策	68
第23節	防災パトロール	70
1	基本方針	70
2	調査対象	70
3	実施方法	70
4	実施機関	70
5	調査結果	70
第24節	積雪・寒冷対策	71
1	基本方針	71
2	積雪対策の推進	71
3	交通の確保	71
4	雪に強いまちづくりの推進	71
5	寒冷対策の推進	72

【災害に強いまちづくり】	73
第 25 節 建築物等災害予防	74
1 基本方針	74
2 防災上重要な公共建築物等の災害予防	74
3 一般建築物の災害予防	74
4 文化財災害予防	76
5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策	77
6 家具等転倒防止対策	77
7 落下物防止対策	77
8 エレベーター閉じ込め防止対策	78
9 所有者不明土地対策	78
第 26 節 公共施設災害予防	79
1 基本方針	79
2 道路施設整備対策	79
3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策	80
4 公園、緑地等の整備対策	81
5 上水道、下水道の整備対策	81
6 電力施設の整備体制	83
7 通信施設の整備対策	84
8 鉄道の整備対策	86
9 農地、農業用施設整備対策	86
10 一般廃棄物処理施設整備対策	86
第 27 節 地盤災害予防	87
1 基本方針	87
2 地盤災害の危険区域の指定及び周知	87
3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進	87
4 警戒体制の確立	88
5 避難体制の確立	88
6 地盤災害防止施設の整備、促進	88
7 住宅移転事業の促進	89
8 宅地造成地等災害予防計画	89
9 液状化災害に対する予防対策	90
第 28 節 防災資機材等の点検整備	91
1 基本方針	91
2 救助用備蓄物資の整備点検	91
3 その他資機材の整備点検	91
第 29 節 危険物等災害予防	92
1 基本方針	92
2 火薬類の保安	92
3 高圧ガスの保安	93

4	毒物・劇物の保安	94
5	石油類等の危険物の保安	94
6	放射性物質の保安	95
7	危険物積載船舶の保安	95
第30節 都市の防災構造化		96
1	基本方針	96
2	防災空間、拠点の整備拡大	96
3	市街地の面的整備	96
4	道路、橋りょうの整備	96
5	建築物の耐震不燃化	96
6	防災拠点施設の耐震不燃化	96
7	ライフライン施設の耐震性の確保	97
第31節 港湾の防災機能の活用		98
1	基本方針	98
2	港湾における防災拠点の整備	98
3	耐震強化岸壁の整備	98
4	避難緑地の整備	98
第2章 複合災害計画		100
第1節 基本方針		102
第2節 災害予防対策		102
1	情報の収集・連絡体制の整備	102
2	複合災害時の災害予防体制の整備	102
3	複合災害を想定した訓練の実施	102
第3節 災害応急対策		103
1	活動体制の確立	103
2	情報の収集・連絡	103
3	避難対策	103
4	緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達	103
5	緊急時医療措置	103
第4節 災害復旧対策		103
第3章 復旧・復興計画		104
第1節 公共施設災害の復旧		106
1	基本方針	106
2	実施責任者	106
3	災害復旧事業計画	106
4	復旧事業の方針	107
5	職員の確保	107

第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	108
1	基本方針	108
2	助成制度	108
3	激甚災害の早期指定	108
4	激甚災害に係る財政援助措置	108
第3節	被災者への支援	110
1	基本方針	110
2	農林漁業制度金融の確保	110
3	住宅金融公庫資金のあっせん	110
4	生活福祉資金の貸付	110
5	母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付	111
6	災害援護資金の貸付	111
7	災害弔慰金の支給	111
8	災害障害見舞金の支給	111
9	被災者生活再建支援金の支給	111
10	制度の周知	111
第4節	被災者の生活確保のための緊急措置	112
1	基本方針	112
2	被災者台帳の作成	112
3	生活相談	112
4	こころのケア活動の継続	112
5	罹災証明の交付	112
6	被災者に対する職業のあっせん	113
7	市税等の徴収猶予	113
8	公営住宅等の整備	113
9	国有財産の無償借受等	113
10	災害廃棄物の処理等	113
第5節	災害義援金及び義援物資の配分	114
1	基本方針	114
2	義援物資の募集	114
3	義援金及び義援物資の受付	114
4	義援金及び義援物資の配分	114
5	義援金及び義援物資の輸送	114
6	義援物資保管場所	114
第6節	復興計画	115
1	基本方針	115
2	基本方針の決定	115
3	計画的復興の進め方	115

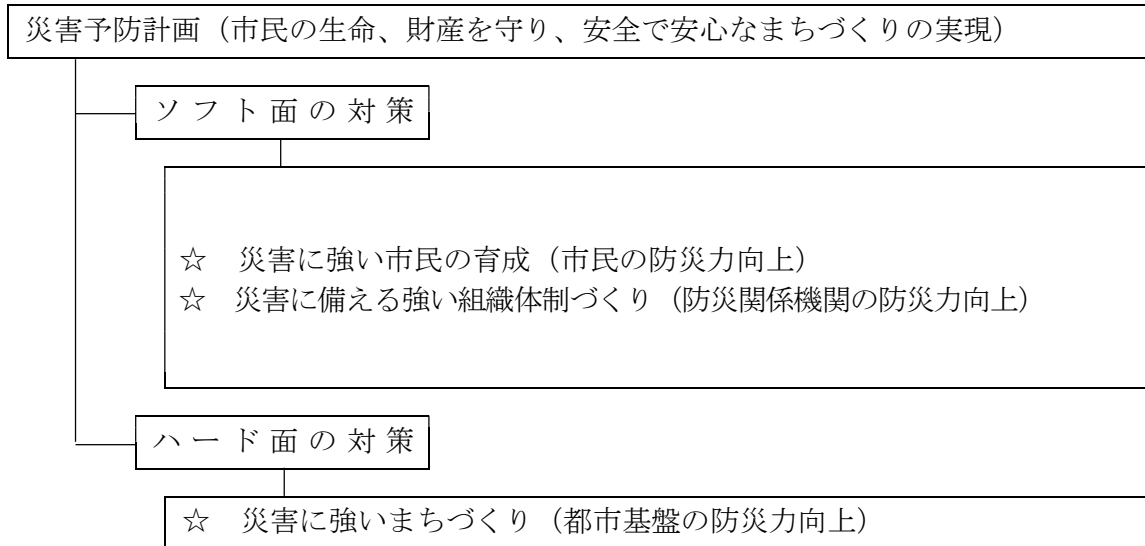
第1章 災害予防計画

【災害予防計画の体系】

風水害などの災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心なまちづくりを実現するために、市及び防災関係機関等が一丸となって講じる。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。



【災害に強い市民の育成】

市、県及び防災関係機関等は、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や市民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、防災行動力を向上させ、市民一人ひとりが災害に対する心構えを持ち、災害発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。

災害に強い市民の育成	防災知識の普及	第1節	一般 地震 津波 雪害
	市民及び事業者等のとるべき措置	第2節	一般 地震 津波 雪害
	自主防災組織の育成	第3節	一般 地震 津波 雪害
	防災ボランティアの活動環境の整備	第4節	一般 地震 津波 雪害
	防災訓練の充実	第5節	一般 地震 津波 雪害

第1節 防災知識の普及

防災班、総務班、教育班、防災関係機関

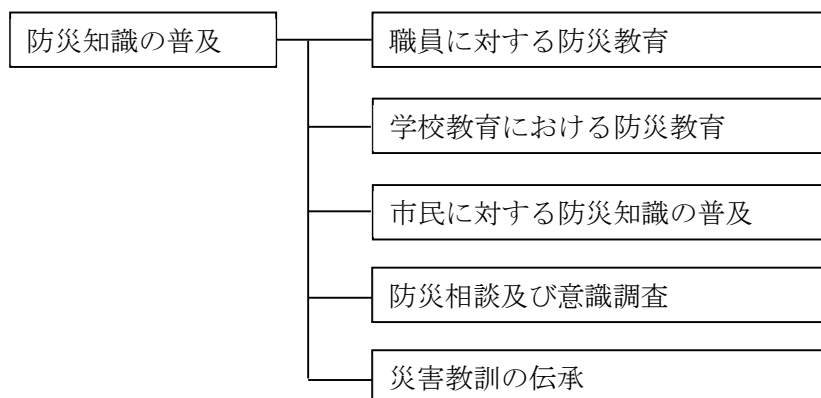
1 基本方針

災害対策は人的被害防止を最優先（特に津波災害対策については、市民等の避難行動が基本となる。）とし、市及び防災関係機関は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域はみんなで守る」という自主防災意識を持った災害に強い市民の育成に努めるとともに、地域の災害リスクととるべき避難行動、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

なお、市は、県及び防災関係機関と連携し、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発にも努める。

〔体系〕



2 職員に対する防災教育

市、県及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期するため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 気象、水象、地象その他の災害や雪についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 災害危険区域、避難所等の情報
- カ 災害時に使用するシステムの操作方法や、デジタル技術の活用
- キ その他災害対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。

そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等では、消防団員等が参画した体験的・実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市その他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 災害危険区域、避難所等の情報
- キ その他災害対策に必要な事項

4 市民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、市民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及徹底を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知する。なお、防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(1) 普及の方法

- ア 生涯学習教育を通じての普及
教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。
- イ 広報媒体等による普及
 - (ア) ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等による普及
 - (イ) 新聞、雑誌による普及
 - (ウ) 「広報ななお」や防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及
 - (エ) ビデオ、映画、スライドによる普及
 - (オ) 広報車の巡回による普及
 - (カ) 図画、作文等の募集による普及

- (キ) 講演会や実地研修等の開催による普及
- (ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及

ウ 社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

ア 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制

イ 気象、水象、地象その他の災害や雪についての知識及びその特性

ウ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に県民及び事業所のとるべき措置

エ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

オ 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発

カ 要配慮者に対する配慮

キ 自主防災組織の活動

ク 地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

ケ 最低3日分、できれば1週間分の食品、飲料水、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進

コ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路の確認

サ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ス その他災害対策に必要な事項

5 防災相談及び意識調査

市、県及び防災関係機関は、その所管する事項について、市民の災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、市民に災害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

6 災害教訓の伝承

- (1) 市及び県は、令和6年能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

- (2) 市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、市民が災害教訓を伝承する取組みを推進する。

7 市民の雪害に対する心構え

- (1) 集中的な大雪が予測される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の外出を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。
- (2) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料、毛布等を備えておくよう心がける。

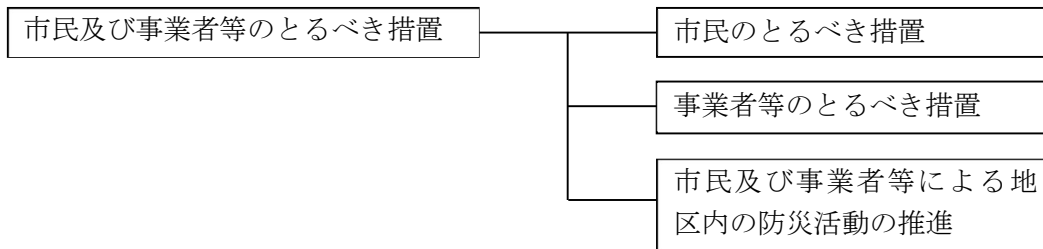
第2節 市民及び事業者等のとるべき措置

市民、事業所

1 基本方針

災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

〔体系〕



2 市民のとるべき措置

(1) 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。

平常時の心得	○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検														
	○消火器等消火用具を準備する。 ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置														
	○窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置														
	○側溝や下水を清掃する。 ・日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。														
	○食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水 (家族構成(乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等)を考慮した食料、飲料水の備蓄) ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油														
	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法 ・「津波てんでんこ」の理解と確認														
	○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。														
	○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。 防災分野における連携に関する協定														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石川県</td> <td>(一社)日本損害保険協会北陸支部 (一社)石川県損害保険代理業協会</td> <td>R5. 1. 23</td> <td>076-221-0482</td> <td>076-221-0482</td> </tr> <tr> <td>全国共済農業協同組合連合会石川県本部</td> <td>R5. 9. 12</td> <td>076-240-5513</td> <td>076-240-5509</td> </tr> </tbody> </table>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部 (一社)石川県損害保険代理業協会	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482	全国共済農業協同組合連合会石川県本部	R5. 9. 12	076-240-5513	076-240-5509
	協定者		協定締結日	TEL	FAX										
石川県	(一社)日本損害保険協会北陸支部 (一社)石川県損害保険代理業協会	R5. 1. 23	076-221-0482	076-221-0482											
	全国共済農業協同組合連合会石川県本部	R5. 9. 12	076-240-5513	076-240-5509											
○地域等の防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。															

(2) 各災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

一般災害時の心得	<ul style="list-style-type: none">○まず、わが身の安全を図る。○ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。○外出は見合わせる。○あわてて外に飛び出さないで、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。○すばやく火の始末をする。○火が出たら隣近所で初期消火をする。○浸水のおそれがあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。○避難は歩いて、荷物は少なく。○山崩れ、がけ崩れに注意し、がけ、川べりには近づかない。○協力しあって応急救護にあたる。
地震発生時の心得	<ul style="list-style-type: none">○まず、わが身の安全を図る。○すばやく火の始末(電気ブレーカーの遮断も)○戸を開けて出口の確保○火が出たら隣近所で初期消火をする。○あわてて外に飛び出さないで、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。○避難は歩いて、荷物は少なく。○狭い路地、塀ぎわ、がけ、川べりには近づかない。○山崩れ、がけ崩れに注意○正しい情報を聞く。○協力しあって応急救護にあたる。

津波災害時の心得	<p>(ア) 一般用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。 ○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。 ○避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。 ○自ら率先して避難行動を取ることが他の地域市民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。 ○津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 ○正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。 ○津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性などにも留意し、警報・注意報解除まで気を緩めない。 ○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。
	<p>(イ) 船舶用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）避難を行う。 ○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。 ○正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。 ○津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報・注意報解除まで気を緩めない。 ○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

雪害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオやテレビで気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○外出は見合わせる。 ○不要・不急の道路利用は控え、自家用車の使用は極力さける。 (公共交通機関等の積極的利用) ○渋滞防止のための時差出勤を行う。 ○エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。 ○隣近所等と協力し、消火栓などの防災設備の周り等を除排雪する。 ○水道管の破裂に注意する。 ○火が出たら隣近所で初期消火 ○消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。 ○屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなど留意する。 ○屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近付かないようにする。 ○屋根雪からの落下や積雪によるガス事故防止に必要な措置を行う。 ○雪崩に注意し、崖、川べりには近づかない。 ○協力し合って応援救護 ○協力し合って生活道路、歩道等の除排雪
--------	--

3 事業者等のとるべき措置

- (1) 事業者等は、自らの防災計画等(事業継続計画(BCP)、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。)に基づくなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災体制の確立を図る。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐震化・耐浪化・耐雪化に努める。 ○設備器具、窓ガラス等の転倒落下及び積雪などによる危害防止措置を講ずる。 ○防災用品等の備蓄をしておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県町との協定の締結に努める。
--------	---

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画等の作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none">○市地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件(交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等)、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。○従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。○責任者の不在時についても考慮する。○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。○他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。○事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。○建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備を点検し、使用準備(消火用水を含む。)等の保安措置を講ずる。○商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講ずる。
----------------	---

(2) 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。

災害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 ○火気使用設備、器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○不要不急の電話は中止するとともに、特に市、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー及び生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事、トンネル工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則として中止し、応急対策等必要な措置を講ずる。 ○豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
地震発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 ○県民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続するようにする。ただし、不特定多数のものを収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下街等の店舗にあっては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 ○火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控えるようにする。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事・隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

津波災害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、及び市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワーク実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
雪害時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出勤、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 ○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に市、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー及び生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事、トンネル工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則として中止し、応急対策等必要な措置を講ずる。 ○屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の統合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第3節 自主防災組織の育成

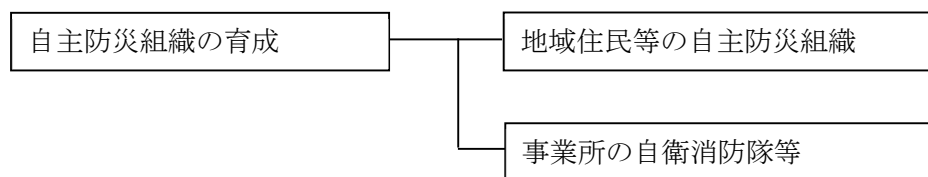
防災班、総務班、自主防災組織、事業所

1 基本方針

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予想される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。市は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や女性会、女性防火クラブ等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

〔体系〕



2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

市及び県は、市民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じて、その計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

また、県の自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。

◇資料編 自主防災組織一覧表

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。

なお、市及び県は、災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

ア 平常時

- (ア) 情報の収集伝達体制の確立
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災資機材の備蓄及び管理
- (オ) 地域における避難行動要支援者の把握
- (カ) 緊急指定避難場所、指定避難所の周知・確認
- (キ) 指定避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立

イ 災害時

- (ア) 出火防止、初期消火活動
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難指示の伝達
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 避難場所の開錠・開放の実施及び協力
- (オ) 集団避難の実施
- (カ) 避難行動要支援者の避難行動への支援
- (キ) 避難所運営の実施及び協力
- (ク) 炊出しや救助物資の配分に対する協力

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。

自主防災組織は、市と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

(4) 漁業地域における関係機関等との連携

自主防災組織は、漁港・港湾管理者や漁業協同組合などと連携して、正確な災害情報や防災知識の共有、津波発生時における避難行動や災害支援のあり方などの地域の防災対策の検討や防災訓練の実施などの取り組みを推進する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する劇場、デパート等にあつては、災害時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業所は、市及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努める。

更に、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

広報班、市社会福祉協議会、防災関係機関

1 基本方針

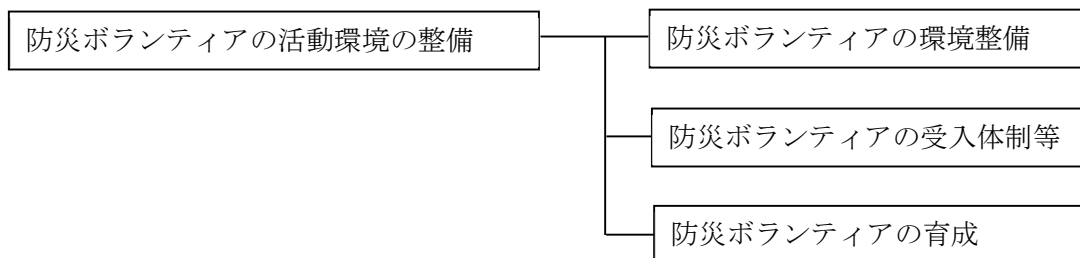
- (1) 災害による被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、市民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、市、市社会福祉協議会及び防災関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行えるような活動環境の整備を図り、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会（自主防災組織を含む）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、災害中間支援組織（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を推進する。

また、大規模・広域災害発生においてもボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

- (2) 市は、防災ボランティアの活動環境として、連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営などに関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- (3) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

〔 体系 〕



2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動としては、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業など、特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、市及び県の担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

- (1) アマチュア無線通信業務
- (2) 傷病人の応急手当等医療看護業務
- (3) 被災宅地の危険度判定業務
- (4) 通訳業務
- (5) その他の専門的な技術、知識を要する業務
- (6) その他の業務

3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市、市社会福祉協議会及び防災関係機関は、災害時において2の(1)から(6)までの防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

市、県及び(公財)石川県県民ボランティアセンター(以下「県民ボランティアセンター」という。)は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部(以下「ボランティア現地本部」という。)の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に速やかに対応するため、市及び県は、石川県被災建築物応急危険度判定協議会(以下「判定協議会」という。)を組織し、県・市及び協力団体の連絡網の整備、技術の向上等のための研修等を実施する。なお、市及び県は、全国被災地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、地域住民やNPO、ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 市、市社会福祉協議会及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会、民生委員、防災士、NPO、ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 市及び市社会福祉協議会は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO、ボランティア等に積極的な参加を呼びかける。

(3) 県は、防災ボランティアの受入や派遣などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネートの力の向上のための研修等を行う。また、市、市社会福祉協議会、日本赤十字社なども災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 市及び市社会福祉協議会は、市民及び関係機関と連携して災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

第5節 防災訓練の充実

全班、市民、自主防災組織、事業所、防災関係機関

1 基本方針

市及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、市単独又は共同して、災害時における消火、救助、救護、避難及び通信等の効果的方策を検討し、令和6年能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を実施する。

また、市及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般市民に参加を求めて、災害時の初期消火、避難等をより多くの市民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

〔体系〕



2 防災訓練計画

市、防災関係機関等及び事業所は、地震災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、災害応急対策のため地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

災害の発生を想定し、災害応急対策についてこれを実地に行う。

ア 総合防災訓練

市又は県は、防災関係機関、広域応援協定締結自治体及び災害時応援協定団体等と連携して、市地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び市民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出、救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

イ 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは市民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関し、防災訓練を実施する。

ウ 事業所等の防災訓練

事業所等は、災害応急対策を実施するため、関係機関等と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年1回以上実施する。

(ア) 災害情報等の通信訓練

(イ) 災害応急対策従事者の動員訓練

(ウ) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

エ 市民・自主防災組織の防災訓練

大規模災害発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、市民においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域はみんなで守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を修得しておく。

市及び防災関係機関は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

【災害に備える強い組織体制づくり】

大規模な災害に市、県及び防災関係機関が、迅速かつ的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、災害発生時における通信や避難、緊急輸送、医療などの体制整備を行うとともに、災害発生時における拠点整備を行う。

災害に備える強い組織体制づくり	防災体制の整備	第6節	一般 地震 津波 雪害
	通信及び放送施設災害予防	第7節	一般 地震 津波 雪害
	水害予防	第8節	一般 地震 津波
	風害予防	第9節	一般
	道路等の交通確保対策	第10節	雪害
	消防力の充実、強化	第11節	一般 地震 津波 雪害
	林野火災予防	第12節	一般 地震 津波 雪害
	避難体制の整備	第13節	一般 地震 津波 雪害
	要配慮者対策	第14節	一般 地震 津波 雪害
	緊急輸送体制の整備	第15節	一般 地震 津波 雪害
	医療体制の整備	第16節	一般 地震 津波 雪害
	健康管理活動体制の整備	第17節	一般 地震 津波 雪害
	こころのケア体制の整備	第18節	一般 地震 津波 雪害
	食料及び生活必需品等の確保	第19節	一般 地震 津波 雪害
	農林水産災害予防	第20節	一般 雪害
	干ばつ災害予防	第21節	一般
	雪崩危険地域及び孤立集落対策災害予防	第22節	雪害
	防災パトロール	第23節	一般 雪害
	積雪・寒冷対策	第24節	地震 津波

第6節 防災体制の整備

全班、防災関係機関

1 基本方針

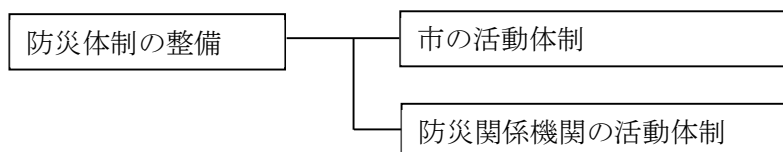
災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、市、県及び防災関係機関は、洪水浸水想定区域、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び洪水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

〔体系〕



2 市の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

市は、災害発生時に七尾市災害対策本部（以下、「市災害対策本部」という。）を速やかに設置できるよう市災害対策本部室の場所、設置手順等を「七尾市災害対策本部規程（平成16年10月1日訓令第6号）」に定めるとともに、職員の動員、配備、任務等を定め、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。その際には災害用ドローン及び先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制の構築に努める。

また、市は応急対策活動の中枢拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。

◇資料編 組織・体制

◇資料編 防災拠点一覧

(2) 国、県との連絡体制等の整備

ア 市は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

イ 市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(3) 災害情報の収集

市は、災害情報の収集にあたっては平常時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

(4) 情報発信

市は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一次滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

◇資料編 災害応援協定等一覧

(6) 業務継続計画の策定等

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(7) 受援計画の策定等

ア 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援が受けられるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ 市は、国、県や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際は応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対する機能的なケア体制を構築するとともに、休憩スペースの確保等休養しやすい職場環境を整える。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するほか、応援職員派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

ウ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(8) 罹災証明書交付体制の確立

市は、災害時に遅滞なく罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や GIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

◇資料編 七尾市罹災証明書等交付要綱

(9) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておく。

また、市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

◇資料編 応急仮設住宅建設候補地リスト

(10) 災害廃棄物の仮置き場の確保

市は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

(11) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

◇資料編 被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）

(12) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(13) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

市町は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、報提供等に努める。

(14) 事業継続力強化支援計画の策定

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(15) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(16) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(17) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下における感染対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。また、避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために必要に応じて、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、国が示す避難所運営方針、並びに、市が作成した「七尾市新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設運営の手引き」に則って、避難所の開設及び運営を行うこととする。

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時に災害応急活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

◇七尾市職員防災ハンドブック

4 人材確保方策

市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第7節 通信及び放送施設災害予防

防災班、総務班、放送事業者、七尾アマチュア無線協会、防災関係機関

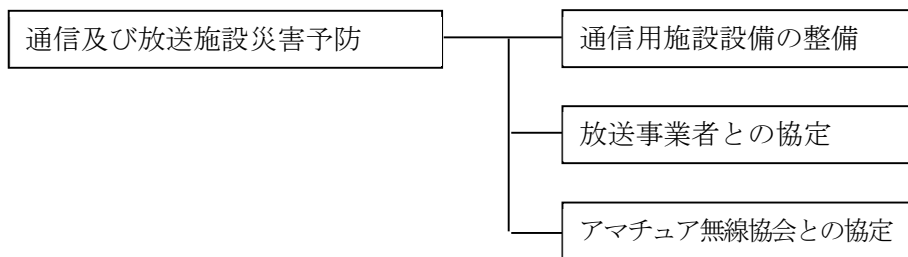
1 基本方針

災害発生時には、通信施設の被害により市民等が災害の情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、市及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。

特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、要配慮者利用施設等の施設管理者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

[体系]



2 通信用施設設備の整備

(1) 市の整備

ア 市は、市民に対する災害時の情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、緊急防災情報告知システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、公共安全モバイルシステム、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、IP 通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

◇資料編 通信設備等

イ 市は、119 番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(2) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。

なお、市及び県は、NTT 等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

(3) 応急用資機材の整備

市及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

◇資料編 七尾市災害対策本部レイアウト

(4) 災害時優先電話の確保

市及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

◇資料編 災害時優先電話、衛星電話及び携帯電話

3 放送事業者との協定

市は、災害に関し、市民等に対して的確な情報を提供できるよう、放送事業者と災害時の協定を締結するなど、放送事業者との連携に努める。

緊急放送設備の使用に関する協定

協 定 者	締結年月日	TEL・FAX
(株)ラジオななお	H10. 7. 1	0767-53-7640 0767-52-7776

4 アマチュア無線協会との協定

市は、災害に関し、アマチュア無線愛好者等に対し、災害時の情報収集、伝達の協力が得られるよう連携に努める。

災害時情報収集、伝達応援協定

協 定 者	締結年月日	TEL・FAX
七尾アマチュア無線協会	H18. 5. 12	0767-52-6148 0767-52-6148

第8節 水害予防

土木班、農林水産班、上下水道班、防災班、総務班、消防班、県中能登土木総合事務所

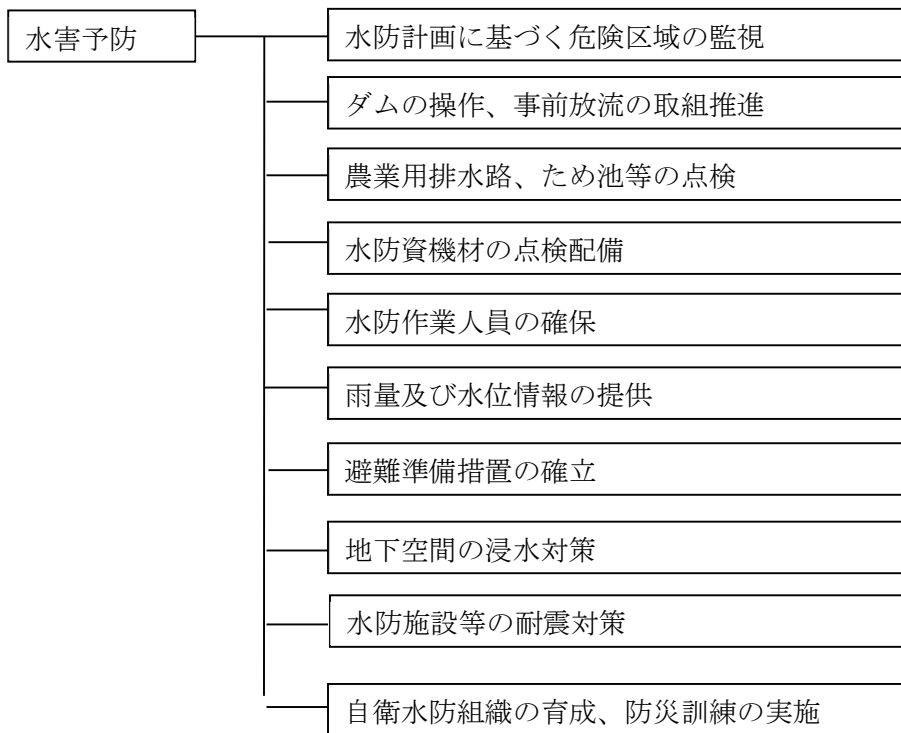
1 基本方針

水害を予防するため、治山治水事業の促進、多目的ダムによる総合開発、河川・海岸管理の強化及び水防体制の充実強化等を行う。

また、豪雨又は高潮・高波に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、さらには護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、「七尾市水防計画」、「七尾鹿島消防本部異常気象時警備計画」及び「七尾鹿島消防本部地震災害時警備計画」の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。

さらに、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会、流域治水協議会等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

〔体系〕



2 水防計画に基づく危険区域の監視

市及び消防本部は、豪雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、地震発生に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生もしくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次被害が予想されるとき、「七尾市水防計画」に定める危険区域について堤防巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員（消防団員）を配置する。

この水防団員の配置など危険区域の監視体制については、市水防計画にあらかじめ定めておく。

また、市は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供など水防と河川管理の連携を強化する。

3 ダムの操作、事前放流の取組推進

市は、洪水調整等について、七尾市多根ダム操作規程（平成 16 年七尾市訓令第 29 号）の定めるところにより、適正な操作を行う。

4 農業用排水路、ため池等の点検

市又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が、点検を行い所要の予防措置を講ずる。

また、防災重点ため池をはじめ、災害による破損などで決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市は、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

5 水防資機材の点検配備

市及び消防本部は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、堤防監視の結果や出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材の配備を行う。

また、使用後直ちに不足分を補充する。

◇七尾市水防計画 資料編

6 水防作業人員の確保

市及び消防本部は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたとき、地震発生に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ、護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生もしくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次被害が予想されるときは、「七尾市水防計画」及び「七尾鹿島消防本部異常気象時警備計画」及び「七尾鹿島消防本部地震災害時警備計画」に定めるところにより、水防作業上必要な人員を確保する。

市及び消防本部は、洪水や高潮・高波及び津波等の発生時における水防活動、その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

7 雨量及び水位情報の提供

市及び消防本部は、雨量及び県の管理する河川における水位を、「石川県河川総合情報システム」により常時観測し、インターネット等で公表する。水防管理団体等の関係機関は、河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前であっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

◇資料編 インターネットによる防災気象情報等の監視

8 避難準備措置の確立

(1) 避難準備措置

市長は、豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想される時、地震に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び護岸、水門、樋門等の構造物の破損による水害が発生もしくはそのおそれがあるとき、又は地震発生後の豪雨又は高潮・高波による二次被害が予想される時、又は「七尾市水防計画」に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたとき、その状況に応じて溢水あるいは破堤により又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある集落等に対し、速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は市長が行う避難指示等の判断を支援するため、市長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。

◇七尾市避難情報判断・伝達マニュアル

(2) 洪水予報河川、水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定等

県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位。以下「氾濫危険水位」という。）を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川又はその他の河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、市へ通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

水防管理者（市長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

(3) 市地域防災計画において定める事項

市は、水防法に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、避難判断水位の水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの

(4) 洪水ハザードマップの作成

市は、県からの洪水浸水想定区域に関する情報に基づいて県の「洪水等避難計画作成支援マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた「避難計画」等を作成するとともに、上記(3)の事項について示した洪水ハザードマップ等を作成し、市民に周知する。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の

避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

なお、避難計画の作成に当たっては、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を講ずべきことにも留意するとともに、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

◇資料編 洪水ハザードマップ

(5) 企業防災の促進

ア 浸水想定区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町長に報告するとともに、当該計画を公表する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等及び訓練の結果について市長に報告する。

ウ 浸水想定区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織構成員等について市長に報告する。

9 地下空間の浸水対策

- (1) 市及び消防本部は、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下管理者に提供する。
- (2) 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。
- (3) 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

10 水防施設等の耐震対策

市及び県は、地震及び津波による水害対策上重要な水防施設については、適切な耐震性を有するよう所要の措置を講ずる。

また、市及び県は、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、常時開放の必要がない水門、陸閘等については、できるだけ閉鎖するよう努める。

11 自衛水防組織の育成、防災訓練の実施

(1) 水防協力団体の育成

水防管理団体は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資器材の充実を図る。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、町会等多様な主体を水防協力団体と指定することで、水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(2) 防災訓練の実施

ア 浸水想定区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保・浸水防止計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。なお、市町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ウ 浸水想定区域に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

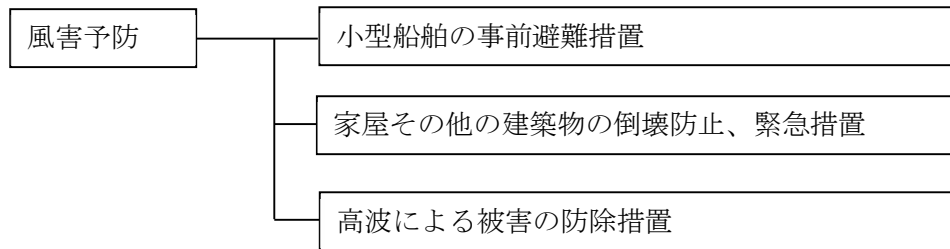
第9節 風害予防

農林水産班、土木班、防災班、総務班、消防班、七尾海上保安部、漁業協同組合

1 基本方針

風害の予防は、防風施設の整備等によりその効果を期すべきものとするが、季節風、台風に対する災害予防は予想し得る気象状況を早期に把握して、必要な措置を講ずる。

〔体系〕



2 小型船舶の事前避難措置

- (1) 七尾海上保安部は、小型船舶の事前避難措置をそれぞれ当該船舶の所有者に実施させ、台風情報によりあらかじめ危険が察知されるときは、遭難防止のため出港を見合わせるなど、所要の措置を徹底させる。
- (2) 漁業協同組合は、出漁中の事故防止のため、警報発令時における出漁中止、出漁漁船の帰港等について事前に組合員と申し合わせを行い、自主避難体制に基づき、無線電話による警告、標識による警告など所要の措置を講ずる。
- (3) 七尾海上保安部は、航行船舶に対して周知可能な方法によって警告を行う。

◇異常気象等発生時の港長等勧告基準（七尾海上保安部）

3 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置の徹底

市は、家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの管理者が行い、状況に応じて市長は市地域防災計画の定めるところによりそれぞれの家屋管理者に対し次の措置の徹底を図る。

- (1) はずれやすい戸や窓、弱った壁等には筋交い、支柱等の補強材による応急的な補強工事。
- (2) 屋根の補強として棟木、母屋、梁をかすがいで留め、トタンは垂木を打ちつけ、棟瓦は、上部にも針金を渡して上下で結束。
- (3) 建築物周囲の倒れるおそれがある立木の枝おろしをする。

なお、(1)から(3)までの緊急措置の徹底が困難であるか又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような緊急事態に際しては、当該家屋等の居住者に対して、市長が避難のための立ち退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容する。

4 高波による被害の防除措置

市及び消防本部は、風浪の状況に応じて、護岸、防潮堤の巡視を行い、「七尾市水防計画」に準じ、危険区域の監視、水防資機材の点検配備、水防作業人員の確保及び避難準備措置の確立に努める。

◇七尾市避難情報判断・伝達マニュアル

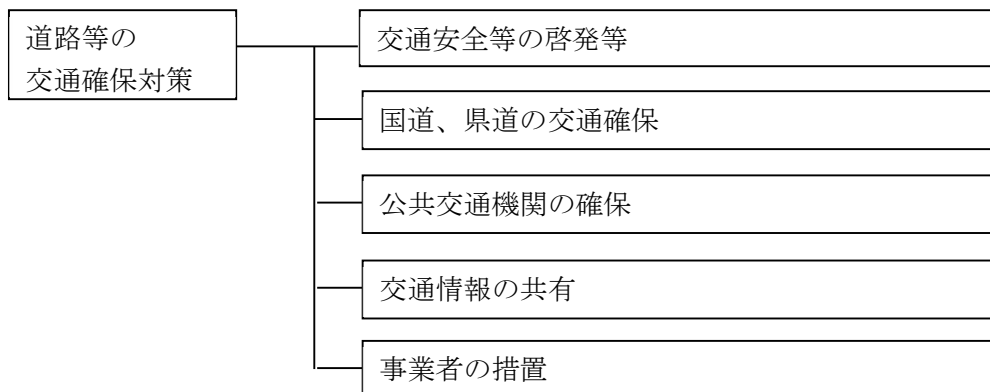
第10節 雪害に係る道路等の交通確保対策

防災班、総務班、土木班、県、七尾警察署、防災関係機関

1 基本方針

降積雪、凍結等による交通障害を排除し道路、公共交通機関等を確保するため、市、国、県及び防災関係機関は諸施設の整備や除雪計画を積極的に推進する。

〔体系〕



2 交通安全の啓発等

特に、交通安全県民運動期間（12月11日から12月20日（北陸三県統一））を中心に、市及び交通安全推進隊等の協力を得て、運転者・事業者・市民等に対し次の事項等について道路交通安全対策の啓発普及を推進する。

- (1) 除排雪の妨害となる違法駐車防止
- (2) すべり止め装置（冬用タイヤ等）の完全装着（早めの交換含む。）とスコップ等冬道走行用具の常時携行
- (3) 交通渋滞時の一酸化炭素中毒防止
- (4) 積雪時の二輪車、自動車及び自家用乗用車の自粛
- (5) ゆとりをもった運転計画による安全走行の実践
- (6) 自宅前、事業所前道路の自主除排雪の励行
- (7) 屋根雪下ろし等による交通障害防止
- (8) 路上でのスキー・そり等危険な遊び防止
- (9) 薄暮時における前照灯の「早めの点灯運動」の推進
- (10) 公共交通機関の率先利活用

3 国道、県道等の交通確保

(1) 冬期道路交通の確保

国土交通省、中日本高速道路(株)、県、市の各道路管理者は、冬期における道路交通の確保を目途として、冬期の交通確保計画を策定し、適正な人員配置及び除雪機械の配備を行い、除雪体制の強化に努める。

また、必要に応じ、除雪機械の整備、増強を行い、効率的・効果的な除雪作業を行うとともに、流雪施設、消融雪施設の整備等を推進し、道路交通を確保する。

特に、集中的な大雪に対しては、国、中日本高速道路(株)、市及び県は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、県計画より車両の滞留が発生する前に関係機関と調整し、集中的な除雪作業を行うなど、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

(2) 除雪作業体制の維持・確保

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、市は、国、県と連携し、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

4 公共交通機関の確保

(1) 鉄道の除雪体制の強化

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）、日本貨物鉄道株式会社（以下「JR 貨物」という。）、のと鉄道株式会社は、冬期間における主要な鉄道輸送の確保を目途として、積雪に伴う列車運転の混乱防止のため、それぞれ除雪機械及び要員の配備を行い、除雪体制の強化に努める。

(2) 鉄道等による客貨輸送の確保

JR 西日本は、除雪車両及び除雪機械を整備し、鉄道除雪の機械化による効率的な実施を図るとともに、流雪こう、電気融雪機等により、構内除雪を促進し、列車の運行を確保する。

(3) バス・タクシーの運行の確保

ア バス運行事業者は、市民生活に重要な交通手段として、積降雪時において、道路情報及び渋滞情報の把握に努め、安全確保を第一に、特に路線バスにあつては、市民生活に支障をきたさないよう、十分な運行本数を確保するよう努める。

イ タクシーについても、重要な交通手段の1つであるが、道路情報及び渋滞情報の把握に努め、安全運転に留意する。なお、緊急でない限り、雪害時における危険箇所及び渋滞箇所への通行は避ける。

5 交通情報の共有

交通情報を共有するため、国、県、市、その他の防災関係機関は、相互に連絡をする。県は、収集した交通情報について関係機関等に提供する。

また、下記の機関については、必要の都度、交通情報を相互に交換し共有する。

種類	提供先	電話番号	FAX 番号
防災情報	県危機対策課	076-225-1482	076-225-1484
一般国道（指定区間外） 一般県道	石川県土木部道路整備課 県中能登土木総合事務所	076-225-1727 0767-52-5110	076-225-1728 0767-52-5104
高速道路	中日本高速道路株式会社 金沢支社	076-249-8111	076-233-9612
一般国道（指定区間）	北陸地方整備局金沢河川 国道事務所	076-264-8800	076-233-9612
一般道	道路交通情報センター	076-222-4477	076-222-5329
JR	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支店七尾鉄道部	52-0122	52-9063
のと鉄道	のと鉄道株式会社 穴水駅輸送指令室	0768-52-3743	0768-52-0083

◇資料編 インターネットによる気象情報の監視（石川の雪みちナビ）

6 事業者の措置

積雪時には、従業員に対して、自家用車での通勤の自粛を推進し、物資等の陸上輸送を極力控え、更なる交通渋滞を拡大させないよう努める。

第 11 節 消防力の充実、強化

防災班、総務班、消防班

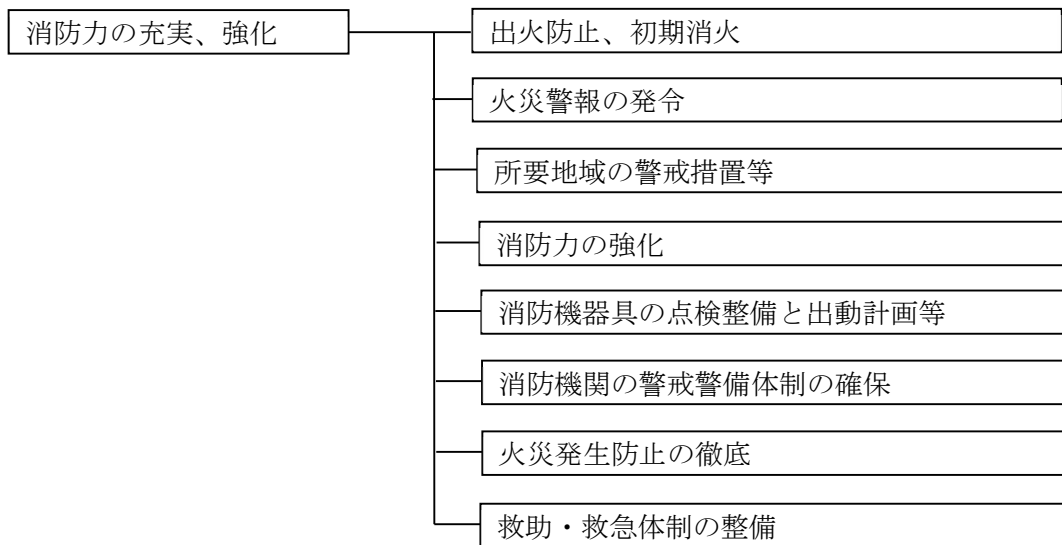
1 基本方針

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、火災の延焼防止上の危険要因が増大している。地震に伴う火災の発生による人的、物的被害が生じることも予想される。

また、地震に伴う液状化などの影響や積雪時には、道路及び水利の事情が極めて悪く、このため、消防自動車や救急車等の活動が非常に困難になる。

このため、市及び消防本部は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

〔体系〕



2 出火防止、初期消火

(1) 出火防止

ア 火の使用に関する制限等は、「七尾市及び中能登町における火災予防条例（平成 25 年 3 月 25 日条例第 48 号）」の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者・使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ 市及び消防本部は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

ウ 火気器具を使用する者は、その器具に地震発生時に自動的に消火若しくは出火を防止する装置を取付けるよう努める。

なお、木造住宅密集地域において、地震により大規模な災害が発生する可能性に備え、地域における初期消火意識の共有等に努める。

(2) 初期消火体制の確立

ア 火災による被害防止、又は被害の軽減を図るには、初期消火が基本である。市及び消防本部は、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により、初期消火体制の確立を図る。

イ 特に、市及び消防本部は、市民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努めるとともに、自主防災組織、自衛消防隊など地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

3 火災警報の発令

(1) 火災警報の発令

消防長は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条第 3 項の規定に基づく火災に関する警報は、七尾市火災警報規則（平成 26 年規則第 1 号）の定めるところにより発令する。

発令条件	気象の状況が次のア～ウのいずれかに該当し、かつ火災の予防上危険であると市長が認めるとき。 ア 実効湿度 60%以下で最小湿度 40%以下であって、最大風速が 7 メートルを超え、又は超える見込みのとき。 イ 平均風速 10 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。 ウ その他市長が必要と認めるとき。 ※ イの場合において、降雨若しくは降雪のとき又は実効湿度 70%以上で最小湿度 60%以上であるときは、適用しない。
------	--

(2) 火災注意報の発令

消防長は、七尾鹿島火災注意報発令に関する運用基準（平成 26 年 2 月 1 日訓第 8 号）により火災注意報を発令する。

発令条件	次のア若しくはイのいずれかに達し、又は達すると見込まれ、更にウの気象状況であり、かつ、消防長が火災予防上必要と認めたとき。 ア 実効湿度が 65%以下で最低湿度が 40%以下となる見込みのとき。 イ 風速が毎秒 7m 以上となる見込みのとき。 ウ 平均風速 10 メートル以上の風が 1 時間以上続く見込みのとき。 エ 金沢地方气象台から管内に乾燥注意報又は強風注意報が発表され、かつ火災気象通報が出されているとき。 オ その他消防長が必要と認めたとき。
------	--

(3) 伝達方法

消防長は、七尾市火災警報規則に基づく伝達計画に定めるところにより、緊急防災情報告知システム等を利用し、速やかに関係機関及び市民等に伝達する。

4 所要地域の警戒措置等

(1) 所要地域の防火のための警戒

市長は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある場合、防火のための警戒措置が十分に行われるよう必要に応じて消防本部に出動を命ずる。

また、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所等火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒措置を定めておく。

(2) 破壊消防による防ぎょ線の設定等

市及び消防本部は、火災被害の想定をもとにし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊器具の整備又は調達等について事前に検討し、計画を立てておく。

5 消防力の強化

市及び消防本部は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、次の対策を講じて消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

(2) 消防水利の強化

危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽等の消防水利を増設し、その適正配置を推進し、海水、河川水などの自然水利はもちろん、井戸、ため池、ダム、農業用水及び工業用水も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立てる。

また、木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、用水等自然水利の活用を図る。

(3) 消防団の活性化

市及び消防本部は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

(5) 市消防の広域化

消防組織法に基づき策定された県消防広域化推進計画（平成20年3月28日策定）における広域化対象市町長は、広域消防運営計画の作成等を進め、広域化の実現を図る。

6 消防機器具の点検整備と出動計画等

消防本部は、消防機関に大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防機械器具の点検を徹底するとともに、次の事項について計画を立てておく。

(1) 消防機械器具の特別点検整備計画

(2) 出動計画等

ア 要員招集計画

消防ポンプ自動車にあっては、少なくとも機関員待機以上の体制をとり、必要な招集待機の計画を定めておく。なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても計画を定めておく。

イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配置するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

- (ア) 特殊危険地帯に対する出動、消防計画
- (イ) 飛火警戒のための出動、配置計画
- (ウ) 応援部隊の誘導、配置計画
- (エ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

7 消防機関の警戒警備体制の確保

消防本部は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における消防機関の警戒警備体制の確保に努めるとともに、次の警戒警備計画を定めておく。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 警戒出動のための要員召集及び伝達方法
- (4) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限など予防措置の対象別地域別規制計画
- (5) 消防無線、有線放送等の通信系の確保
- (6) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

- ◇七尾鹿島消防本部 異常気象時警備計画
- ◇七尾鹿島消防本部 地震災害時警備計画
- ◇七尾鹿島消防本部 NBC 災害等警備計画

8 火災発生防止の徹底

市及び消防本部は、台風の接近などによる強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下においては、市民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 緊急広報
ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、あるいは緊急防災情報告知システム等を使用して、火災発生防止の緊急徹底を図る。
- (2) 予防広報等
防火宣伝広報車による巡回予防広報や緊急防災情報告知システム等の利用により、火災予防上必要な事項について市民に周知徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。
- (3) 特別予防査察
市長は、火災予防上特に危険な地域及び防火対象物に対し火気使用制限の措置事項等について必要な特別予防査察を実施するものとし、あらかじめ特別予防査察実施計画を定めておく。

9 救助・救急体制の整備

- (1) 救助機材の整備

ア 市及び消防本部は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ 消防本部は、家屋や建造物などの重量物の下敷になった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

(2) 救急体制の整備

ア 市及び消防本部は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 市及び消防本部は、大規模災害時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ(患者識別票)の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。

また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の活用を図る。

ウ 積雪時の救急業務については、特に警察、医療機関及び交通機関と連携を密にし、救急体制に支障のないよう万全を期する。

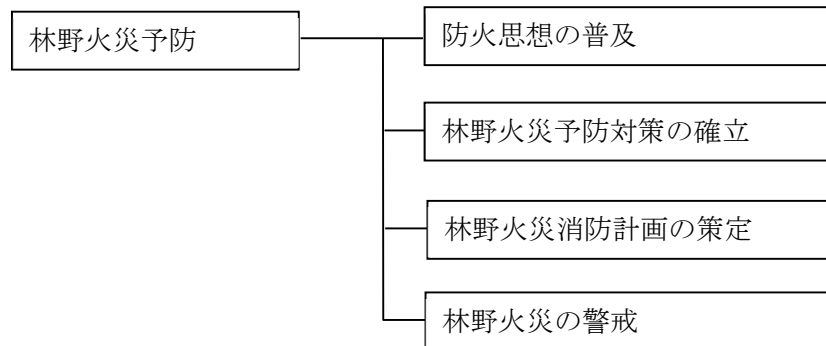
第12節 林野火災予防

農林水産班、消防班、県中能登農林総合事務所、森林組合

1 基本方針

林野火災の発生原因のほとんどが人為的なものによることから、市は、国、県及び関係機関とそれぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

〔体系〕



2 防火思想の普及

市及び消防本部は、市民並びに入山者に対し、林野火災予防行事等を利用して森林愛護と防火思想の普及徹底を図る。

3 林野火災予防対策の確立

(1) 近畿中国森林管理局、県、市町（消防機関）

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採り、魚釣り等の入山者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を広く周知する。
- (イ) 観光関係者による防火意識の啓発を図る。

イ 火入れ対策

火入れを行おうとする者に対して、林野火災危険期間（おおむね3月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、次の事項を指導する。

- (ア) 市町長の許可を受けさせ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を順守させる。
- (イ) 林野火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の消火に万全を期し、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）についても、気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 林野所有者

市及び消防本部は、林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。

- ア 防火線、防火樹帯の設置
- イ 自然水利の活用等による防火用水の確保
- ウ 危険期間中の見回り強化
- エ 火入れに対する安全対策

4 林野火災消防計画の策定

消防本部は、関係団体と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画を策定する。

5 林野火災の警戒

市及び消防本部は、大火危険気象下における林野火災の警戒措置が十分行われるよう必要に応じ県及び森林組合等とともに、次の措置を講ずる。

- (1) たばこ、たき火による失火防止についての啓発
- (2) 火災防止板の設置
- (3) 危険時期の入山制限
- (4) 火入れに関する許可（消防本部）
- (5) 火入れ方法の指導
- (6) 警報発令中及び気象条件急変時の火入れ中止
- (7) 林内事業者に対する火気取扱者の選定及び消火設備の完備等の指導

第13節 避難体制の整備

防災班、総務班、災害救助班、教育班、七尾警察署、
自主防災組織、事業所

1 基本方針

市は、建物倒壊及び出火・延焼、津波等の災害、感染症対策等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、町会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか、要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性に努める。

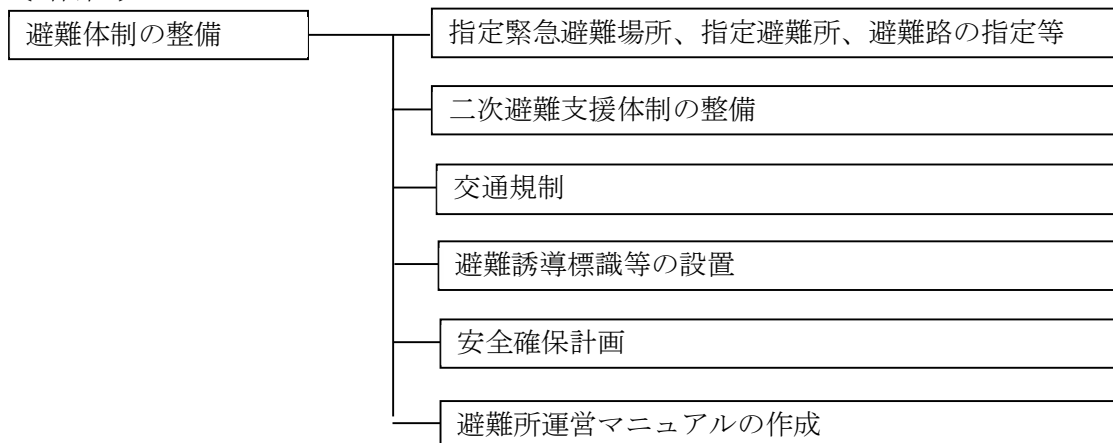
さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難した、ホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

〔体系〕



2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市は、災害時に市民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等によりその内容を市民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(1) 指定緊急避難場所

ア 被災が想定されていない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水・津波等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ 下記災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

(ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

(イ) 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあつては、標高の高いところであること。

(ウ) 火災に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

◇資料編 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

◇津波避難ビル一覧

(2) 指定避難所

ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

カ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、毛布、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

キ 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。

ク 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ケ ペット動物の飼育場所等について検討すること。

コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配備に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、避難者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避

難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

シ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ス 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

セ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

ソ 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

タ 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

チ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

◇資料編 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

◇資料編 福祉避難所一覧

◇資料編 備蓄物資等一覧表

(3) 避難路

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水等の危険がない所であること。

イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋没物がないこと。

エ 浸水の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

◇資料編 急傾斜地崩壊危険箇所に関する避難路一覧表

(4) 避難指示等の発令基準の策定等

ア 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川、水位周知河川及び水位周知下水道等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、国とともに、必要な助言等を行う。また、市は、首長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。

イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(5) 災害未然防止活動

港灣管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある避難港において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行う。

3 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとに福祉避難所の指定をするなど受入・支援体制の整備を図る。

また、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

◇資料編 福祉避難所一覧

4 交通規制

七尾警察署は、災害時の避難を容易にするため、避難場所等の周辺及び周辺道路において交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

5 避難誘導標識等の設置

市は、避難場所等について町会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難所等の表示標識を設置する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、市は災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発行する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

◇資料編 指定緊急避難場所等の看板

6 安全確保計画

(1) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害時に応じた避難場所等の複数化や二次避難所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長及びPTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

◇危機管理マニュアル（学校、保育園）

(2) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場、事業所等多人数が利用、入所、又は勤務する施設、その他防災上重要な施設の管理者は、設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 避難所運営マニュアルの作成

市は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている避難者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。

◇七尾市避難所運営マニュアル

8 情報連絡体制の整備

市は、保健所等と連携して、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から保健所をはじめとした関係機関との調整に努める。

第 14 節 要配慮者対策

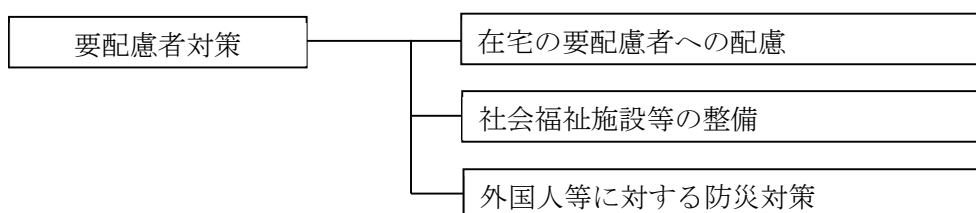
防災班、総務班、災害救助班、市社会福祉協議会、社会福祉施設、
県能登中部保健福祉センター

1 基本方針

災害発生時に、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、食物アレルギーのある人、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。

このため、市、県及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

〔体系〕



2 在宅の要配慮者への配慮

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について次のとおり定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、危機対策課及び福祉課との連携の下、平常時から県との連携及び市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、地区社会福祉協議会、町会等の避難支援等関係者を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(イ) 避難行動要支援者

避難行動要支援者は、本市に住所を有する者で、次のいずれかの要件に該当する者をいう。

- ・在宅生活をする 75 歳以上の者
- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による要介護状態区分が 3、4 又は 5 と認定された者
- ・身体障害者のうち、身体障害者手帳に 1 級又は 2 級と記載されている者
- ・知的障害者のうち、療育手帳に A 又は B 判定と記載されている者
- ・精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳に 1 級、2 級又は 3 級と記載されている者
- ・高齢者のみの世帯の者
- ・前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難の確保に対し、特に支援を要する者

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、記録する。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所及び居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

イ 名簿情報の利用及び提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、町会等避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ア) 情報の適正管理

市、避難支援等関係者、名簿情報の提供を受けた者、その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ただし、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

この場合において、名簿情報を提供することにつき、本人の同意を得ることを要しない。

(イ) 名簿情報の利用

- ・避難支援に関する個別計画の作成及び整備
- ・防災訓練
- ・その他避難行動要支援者の避難支援に関すること

ウ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定

ア 市は、防災関係機関、福祉関係機関及び七尾警察署等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接している市社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、県の各種支援マニュアルを活用し、避難支援プランの策定等に努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用

支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

ウ 地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮する。

(3) 緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(4) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災意識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(5) 地区防災マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

(6) 避難行動要支援者避難支援マップの作成

市は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

(7) 福祉避難所の指定

市は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は一般の避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

また、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

◇資料編 福祉避難所一覧

(8) 二次避難支援体制の整備

県は、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣する体制を整備し、関係団体との協力体制の構築を図る。

市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

(9) 避難後の支援対策

市は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

◇資料編 七尾市避難行動要支援者避難支援制度に関する実施要綱

3 社会福祉施設等の整備

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた具体的な防災計画を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。

また、社会福祉施設等の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等と連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりを行う。

積雪時においては、施設の除雪（雪おろしを含む。）に、消防団、町会、青・壮年団、女性会、ボランティアグループ等地域における社会的資源の活用を図る。

市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努める。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難所を考慮した防災訓練を定期的実施する。特に自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

(1) 避難誘導標識及び避難所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(2) 市及び県は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

- (3) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

5 障害者に対する情報伝達等

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第15節 緊急輸送体制の整備

防災班、総務班、農林水産班、土木班、北陸信越運輸局、北陸地方整備局、
 県中能登土木総合事務所、県七尾港湾事務所、県中能登農林総合事務所

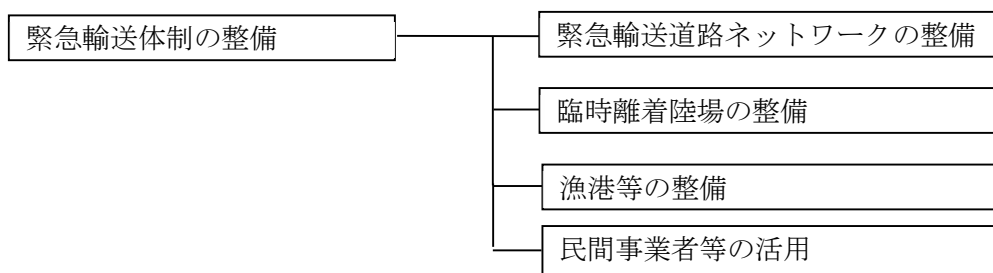
1 基本方針

道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定めるとともに、その整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や、漁港等の整備に努める。

また、市及び県は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

〔体系〕



2 緊急輸送道路ネットワークの整備

県は、設定基準及び接続される防災拠点に基づき選定された緊急輸送道路ネットワークを、次の3つに区分し整備する。

また、緊急輸送道路は救命活動や支援物資の輸送等を担うことから、橋りょうの耐震補強や道路法面の落石対策等、防災・減災対策を推進する。

区分	設定基準	接続される防災拠点等
第1次 緊急輸送道路	初動体制の確保 地域間相互の連携等に対応する路線	県庁、土木（総合）事務所、市役所、国土交通省、中日本高速道路等出先機関、空港、重要港湾、災害拠点病院、消防署・消防本部、自衛隊基地、警察署
第2次 緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	市役所各市民センター、テレビ・ラジオ局、臨時着陸場適地、地方港湾、漁港、中心都市駅、広域物流拠点、現地医療班派遣病院
第3次 緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・う回路確保等に対応する路線	

◇資料編 緊急輸送道路ネットワーク図

3 臨時離着陸場の整備

市は、道路の損壊により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空気を調査し、臨時離着陸場を設け、またヘリコプターが安全に離着陸できるよう十分な面積を有する空気を確保し、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

◇資料編 ヘリポート離着陸可能場所（緊急離着陸場）、場外離着陸場

4 港湾・漁港の整備

市及び県は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。緊急物資の集積及び市民の避難等のための広場等についても整備を図る。

また、港湾管理者は北陸地域港湾の事業継続協議会により、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。

5 民間事業者等の活用

- (1) 市及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における輸送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。
- (2) 市及び県は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信施設の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。
- (3) 市及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

◇資料編 災害応援協定等一覧

第 16 節 医療体制の整備

災害救助班、消防班、防災関係機関

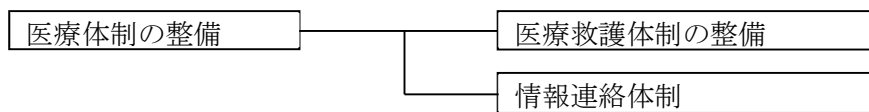
1 基本方針

災害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市及び市医師会は防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期するため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から災害の発生に備える。

〔体系〕



2 医療救護体制の整備

(1) 市

ア 市医師会は、災害医療救護計画を策定し、市に提出する。

イ 医療救護班の編成に当たっては、市医師会、医療機関の協力を得る。

ウ 医療救護計画による医療救護班は、原則として医師 1 名、看護師 2 名、補助者 2 名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師 1 名も加えるよう努める。
また、連絡体制についても定めておく。なお、編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

エ 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

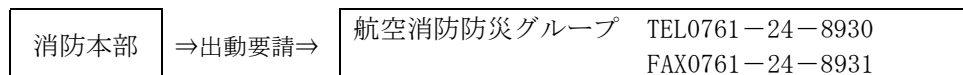
オ 市は、市医師会と協議のうえ、災害医療救護計画に災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院を指定しておく。

カ 市医師会は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等を常に点検しておく。

キ 市は避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議をしておく。

ク 市及び消防本部は、病院及び救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法を定めておく。

ケ 市は、被害者救護が困難な場合に備え、ヘリコプターによる救護体制について定める。
なお、県消防防災ヘリコプターの出動については、消防本部から県航空消防防災グループに対して行う。



(2) 医療関係団体

市医師会等の医療関係団体は、市からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT 及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣された DMAT 及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

(4) 救急告示病院

ア 救急告示病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、傷病者の受入れ及び搬送、医療救護班の編成及び派遣並びに他の医療機関から派遣された医療救護班の受入れなどについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

イ 救急告示病院は、地域の災害拠点病院が実施する定期的な防災訓練への参加に努める。

(5) 一般医療機関

ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

◇資料編 災害拠点病院、救急告示病院、一般病院、診療所

3 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

市は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制について整備しておく。

(2) 災害時通信手段の確保

ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システムによる情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。

イ 災害拠点病院、救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA 無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

ウ 市及び県は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話等の複数の通信手段の整備に努める。

(3) 医療救護班連絡会の開催及び運営に関する訓練等

市は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、医療救護班連絡会の開催や運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

第17節 健康管理活動体制の整備

災害救助班、県能登中部保健福祉センター

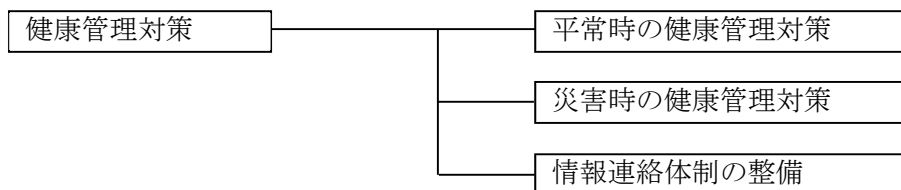
1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市及び県は、医療救護班等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

〔体系〕



2 平常時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

市は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

市は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第18節 こころのケア体制の整備

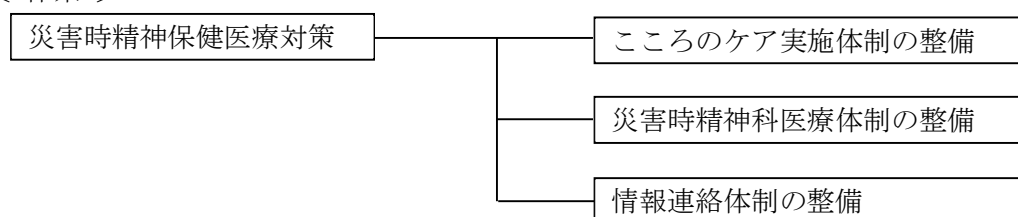
災害救助班、市医師会、防災関係機関

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した市民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した市民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

〔体系〕



2 こころのケア実施体制の整備

- (1) 市は、避難所における災害派遣精神医療チーム（DPAT）等が活動する救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。
- (2) 市は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時には、こころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

3 災害時精神科医療体制の整備

災害により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、市は、精神科医療機関と協力し体制整備に努める。

4 情報連絡体制の整備

市及び県、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえながら、精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第19節 食料及び生活必需品等の確保

防災班、総務班、災害救助班、市民、事業所

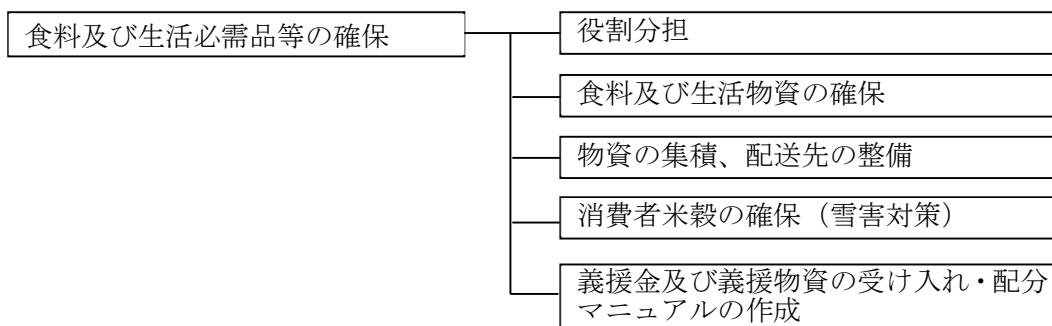
1 基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

〔体系〕



2 役割分担

- (1) 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほかマスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く市民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数（自主避難所や在宅避難者、車中泊避難者等を含む。）と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すように努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
- (2) 市は、被災住民に給与する食料及び生活物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制を整備する。
- (3) 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

・家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水（推奨1週間）
（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）

- (4) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民も考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (5) 市及び県は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。
- (6) 市及び県は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

3 食料及び生活物資の確保

市は、非常食の備蓄に努める。

また、備蓄を行うにあたっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時、適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

さらに非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

◇資料編 備蓄物資等一覧表

◇資料編 災害用非常食等購入計画

4 消費者米穀の確保（雪害対策）

(1) 越冬用米穀の確保

雪害が予想される場合においては、市及び県は、山間豪雪地帯の消費者に対し、広報紙その他の広報措置により、降雪前に越冬用米穀の確保を呼びかける。

(2) 応急用米穀の確保

災害時における応急用米穀については、一般災害対策編第1章第2節「食料の供給」に準じ、市又は県が措置する。

(3) 政府預託倉庫の販路確保

政府管理米の管理者は、主要政府預託倉庫の搬出路について、国、県、市の道路除雪計画に編入するなど、関係機関と協議の上確保を図る。

5 物資の集積、配送先の整備

市は被災者に食料等の物資が迅速に供給できるよう、救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地（地域内輸送拠点）をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

(1) 市は、災害時に備えた備蓄倉庫の確保に努める。

(2) 市は、避難所の位置及び近隣市町等からの、物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。

(3) 市及び県は、大規模災害等を想定した物資の仕分けの配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

◇資料編 備蓄物資等一覧表

◇資料編 防災拠点一覧

◇資料編 緊急輸送道路ネットワーク図

6 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

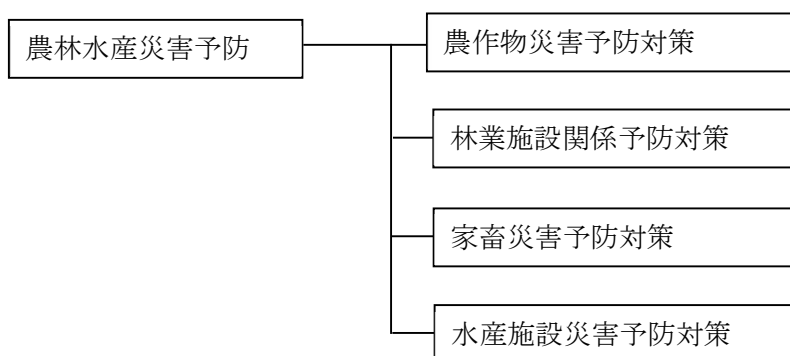
第20節 農林水産災害予防

農林水産班、県中能登農林総合事務所、能登わかば農業協同組合、
漁業協同組合、森林組合、土地改良区

1 基本方針

災害から農林水産業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図り、被害防止の指導を徹底する。

[体系]



2 農作物災害予防対策

市及び関係機関は、気象による被害を極力防止、軽減するため、次の事項に留意のうえ、気象の推移や農作物の生育状況に応じた個別具体的予防策を講ずるなど、適時適切に対応する。

(1) 水稻

ア 干ばつ対策

水不足が予想される地域では、予備苗の確保、用水系統別水利計画の樹立、既存のかんがい施設の点検、整備を行う。また、必要に応じ番水の実施やあぜ際部分への散水等、節水栽培の実施、共同給水場の設置等を行う。

イ 低温・寡照・長雨対策

気象や病虫害発生予察情報に基づき、不稔防止のための深水管理やいもち病等の発生防止のための予防粒剤の施用等を行う。

ウ 大雨対策

排水路等の点検及び補修整備を行い、冠水時には速やかに排水させる。

エ 台風対策

台風の来襲が予想されるときは、フェーンや強風による被害の軽減を図るため、事前には場へ入水し、事後は速やかに排水する。

(2) 野菜等畑作物

ア 干ばつ対策

畑地かんがい施設の積極的導入を図る。また、土壌の保水力を高めるための深耕及び有機物投入や土壌水分の蒸発防止のための敷わら等を行い、更に葉ダニ類やうどんこ病等が発生しやすいので、発生動向に留意しつつ適期防除を行う。

イ 低温・寡照・長雨対策

耐低温性品種の選定、保温フィルム資材の利用、雨よけ施設の導入など事前対策のほか、夏秋期における低温、寡照、長雨は生育不良となり、又病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 台風・大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、台風来襲のおそれのあるときは、栽培施設の補強や防風対策を実施する。

エ 雪対策

積雪によるビニールハウス等施設の破損倒壊を防止するため、融雪装置の設置や施設周辺の除雪等を行う。

(3) 果樹等永年作物

ア 干ばつ対策

土壌水分の蒸発を抑制するため、敷わらや敷草、草生園にあつては草刈りの励行等を実施し、また土壌の保水力を高めるために、休眠期に深耕、有機物投入等を行う。

イ 低温・寡照・長雨対策

果樹園では、結実確保のための人工授粉の励行、適正結果量の確保のための摘果、排水溝の設置等、適正な肥培管理を行う。また、病害が多発しやすいので、病害防除を的確に実施する。

ウ 台風・大雨対策

防風垣、防風網等の防災施設を整備するほか、来襲のおそれのあるときは、既存施設や栽培施設の点検・補強を行い、収穫可能な果実の収穫や枝の結束等を行う。また、土壌浸食を防止するため、特に傾斜地においては、排水路等を整備する。

エ 雪対策

積雪による樹木の損傷を防ぐため、果樹では早期せん定の実施や支柱による枝の補強、果樹棚の補強などを行う。

(4) 飼料作物

ア 干ばつ対策

干ばつのおそれがあるときは、刈取り、施肥を控え、止むを得ず刈取りを行う場合には高刈りを行うなど、再生草の草勢を確保する。

イ 長雨対策

長雨、湿害にたいしては、排水溝の設置や窒素質肥料の追肥等を行って草勢の維持を図るほか、牧草の予乾中に降雨があったときは、サイレージ調整へ転換する。

ウ 台風対策

台風来襲のおそれがあるときは、トウモロコシ等長大作物は事前に刈り取る。

エ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、フライアッシュ等の融雪剤を散布し、融雪を促進する。

3 林業施設関係予防対策

(1) 林産物及び林産関係

ア 風害対策

施設関係にあつては、気象情報に留意し、必要に応じて補強等ができる体制を整備する。

イ 水害対策

施設関係にあつては、気象情報に留意し、排水溝等を整備し、また土場及び貯木場等の木材を常に係留できる体制整備を図る。伐採木については、流失等による被害の未然防止を図る。

ウ 干ばつ対策

気象情報に留意し、しいたけほだ場等については、散水体制や日覆い等を行う。

(2) 林業用苗木関係

ア 干ばつ対策

かんがい施設の積極的導入を図る。

イ 低温・長雨対策

夏秋期における低温・長雨は生育不良となり、又病害が多発しやすいので、病害防除や排水対策の実施を徹底する。

ウ 雪対策

積雪が長期にわたるときは、融雪剤を散布し、融雪を促進する。

4 家畜災害予防対策

畜舎、鶏舎等施設の設置に当たっては、適切な場所を選定するとともに、災害に備え、補強整備、放牧場の整備などを指導推進する。

5 水産災害予防対策

(1) かき養殖については、健全な種苗の育成、及び漁場行使の適正化を図る。

(2) 河川の汚濁は水産動物に対する影響が大きいので、これの公害防止対策を講ずる。

(3) 漁具、養殖施設、漁船等漁業施設については、台風・大雨及び降雪等の気象情報に対応し、海難事故の防止及び施設に対する被害の予防措置を講ずる。

(4) 事故又は原因不明による油の流出等漁場の油濁に関する情報の把握に努め、発生の防止の指導及び発生時における防災措置の確立を図る。

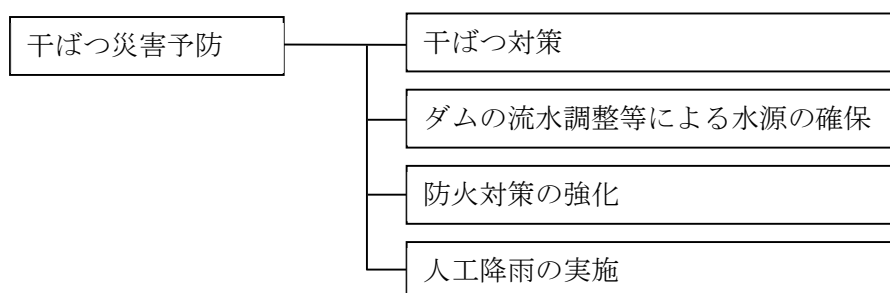
第 21 節 干ばつ災害予防

農林水産班、上下水道班、消防班

1 基本方針

異常気象による干ばつについては、気象状況を早期に把握し、水源の確保等必要な対策を講じ、被害の軽減を図る。

〔体系〕



2 干ばつ対策

(1) 節水対策

市は、市民に対し、渇水時における節水協力を呼び掛け、水圧低下あるいは井戸水の枯渇による断水地域に対しては、給水車等による生活用水の給水に万全を期する。

(2) 農林水産物対策

本章第 19 節「農林水産災害予防」による。

3 ダムの流水調整等による水源の確保

気象状況に応じて既設ダムの流水調整により水源を確保する。

また、能登地区を中心に、生活ダム群の建設及び灌がい用ため池の改修を推進し、水源の確保を図る。

更に、水源地上流の森林整備を促進し、水源かん養機能の向上を図る。

4 防火対策の強化

市と消防本部は、水源の枯渇と異常な乾燥による火災発生時には、大災害の危険性が增大するので、消火用水の確保を図る。

(1) 防火用貯水槽の設置

(2) 給水タンク車の配備

(3) 出火時における消火栓の給水確保

(4) 山林の防火対策の強化については、本章第 11 節「林野火災予防」による。

5 人工降雨の実施

市は、異常渇水が長期間継続することが予想される場合は、県に対し人工降雨の実施の検討を要請する。

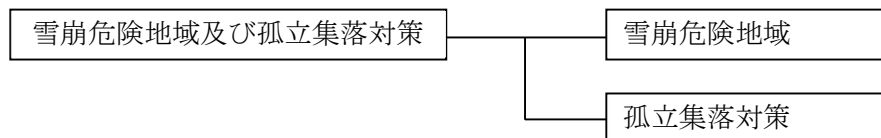
第 22 節 雪崩危険地域及び孤立集落対策災害予防

防災班、総務班、農林水産班、土木班、消防班、七尾警察署

1 基本方針

市及び県は、雪崩などの被害を未然に防止し、また、雪崩や積雪により徒歩又は船舶による交通が困難となるおそれのある集落について必要な措置を指導する。

〔体系〕



2 雪崩対策

(1) 道路の雪崩防止施設

ア 道路管理者は、それぞれが管理する道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想される雪崩発生危険箇所に階段工、雪崩予防柵、雪崩防護擁壁、減勢工及びスノーシェッド等の雪崩防止施設を整備する。

イ 県は、農地、公共施設、住家等で特に雪崩の発生が予測される箇所の保全を図るため、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を行い、雪崩の発生防止を図る。

(2) 鉄道の雪崩防止

鉄道事業者は、鉄道施設の保全と列車の運行を確保するため、雪崩危険箇所について、雪崩覆い、雪崩止め策等の雪崩防止施設を設置し、事故防止を図る。

ア 雪崩警報装置が検知した場合、金沢支社輸送指令又は警備員に知らせる。

イ 雪崩発生の恐れがある箇所については、列車の運転規制を行うとともに、社員が巡回又は警備を実施する。

(3) 雪崩危険箇所の警戒

ア 市、県及び防災関係機関は、道路、農地、公共施設、住家等で特に雪崩の発生が予測される箇所の適時巡視を実施し、雪崩の早期発見に努め、事故防止を図る。

各道路管理者は、それぞれの担当除雪路線を主体として道路の巡回を実施する。

各鉄道事業者は、各保線区の保線班等により鉄道の巡視を実施する。

また、県は、雪害時等において特に必要があるときは、消防防災ヘリコプター及び自衛隊航空機等により航空偵察を実施する。

イ 標識の設置各関係機関は、雪崩の危険箇所を県民に周知させるため、標識を整備し、主要交通道路及び通学道路等を重点として危険箇所にこれを設置する。

ウ 事故防止体制

国土交通省、道路公団、県、警察、市は、雪崩の発生による事故防止を図るため、道路、危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及びう回路の選定並びに避難措置等について関係機関と協議し、必要な事故防止の措置を図る。

(4) 雪崩発生に伴う応急措置

雪崩発生により、道路交通、鉄道輸送等に支障をきたした時は、当該管理責任者において応急措置を講ずるが、除雪計画路線については、当該除雪担当機関において速やかに道路の除雪に当たり、交通の確保を図る。

(5) 予想される雪崩など危険地域については、事前に調査を実施し、把握する。

◇資料編 雪崩危険箇所一覧表

3 孤立集落対策

(1) 孤立集落とは

- 無医、無電話でかつ積雪雪崩の危険、冬期波浪等により徒歩及び船舶による交通が困難となる集落
- 電話があっても積雪などによる断線のため通信が途絶し、長期間回復の見込みがなく、かつ徒歩及び船舶による交通が困難である集落
- 電話を有する集落で山の尾根、谷川等を利用して徒歩通行は可能であるが、急患を病院まで運搬するのに困難または相当の時間を費やさなければならない集落

(2) 市の役割

市は、県と連携して孤立集落対策を実施する。

- ア 孤立予想集落の把握及び市民への周知
- イ 避難経路多重化の検討
- ウ 衛星通信等の通信手段の確保
- エ 集落防災拠点施設の確保
- オ 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置
- カ 地域住民の自治組織を自主防災組織として整備
- キ 集落内のヘリポート適地の確保（冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する）
- ク 積雪期に備えた装軌（キャタピラ）車両の確保
- ケ 市地域防災計画で定める事項
 - (ア) 孤立が予想される集落
 - (イ) 土砂災害、雪崩等の発生危険箇所
 - (ウ) 各集落との通信の確保方法
 - (エ) 各集落の防災拠点施設及び資機材の整備、物資等の配置状況
 - (オ) 各集落のヘリポート適地
 - (カ) 企業・事業所等との災害時の協力に関する事項

(3) 市は、事前に次の事項に留意の上、措置するよう指導する。

- ア 孤立集落との連絡方法及び救済等については、あらかじめ予想される集落の代表者並びに関係機関と十分協議し、的確な措置が実施できる体制を整えること。
- イ 通信連絡方法については、特に優先電話及び無線設備保有機関と連絡を密にし、その使用と利用方法などについて十分協議しておくこと。
- ウ 孤立が予想される集落においては、事前に食料及び医薬品その他生活必需物資の十分な備蓄を指導すること。

(4) 市民の役割

ア 市民の役割

孤立が予想される地域の市民は、最低 7 日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するよう努めるものとする。

イ 地域の役割

災害発生時に、市民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を市民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう努めるものとする。

ウ 企業・事業所の役割

孤立が予想される地域の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議するよう努めるものとする。

- (5) 予想される孤立集落については、事前に調査し、把握する。

◇資料編 雪害に伴う孤立集落となる恐れのある町会

◇資料編 孤立町会及び準孤立町会、雪崩危険箇所、積雪観測所図

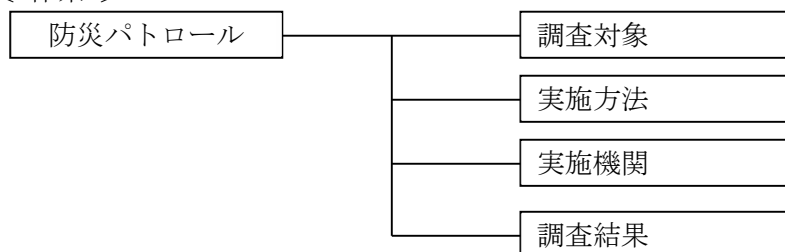
第23節 防災パトロール

農林水産班、土木班、防災班、総務班、七尾警察署、防災関係機関

1 基本方針

防災関係機関は、異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、防災上必要な施設をはじめ危険地域について総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、随時、防災パトロールを実施する。

〔体系〕



2 調査対象

- (1) 河川、道路、橋りょう、港湾施設等防災上重要な施設
- (2) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の危険区域及び過去の災害発生箇所
- (3) 孤立予想集落及び臨時離着陸場

◇資料編 災害危険箇所等

◇資料編 ヘリポート離着陸可能場所（緊急離着陸場）、場外離着陸場

3 実施方法

防災関係機関は、現地に出向き、又はヘリコプター等の航空機により上空からパトロールを実施する。

4 実施機関

国	北陸地方整備局（金沢港湾・空港整備事務所、金沢河川国道事務所） 七尾海上保安部
県	中能登土木事務所、中能登農林事務所
警察	七尾警察署
自衛隊	陸上自衛隊第14普通科連隊
市	土木班、農林水産班、防災班、総務班、消防班

5 調査結果

防災関係機関は、パトロールの調査結果を踏まえ、適切な予防措置を講ずるとともに、県に報告する。

県は、防災パトロールの調査結果を取りまとめ、防災関係機関にその内容を通知する。

第24節 積雪・寒冷対策

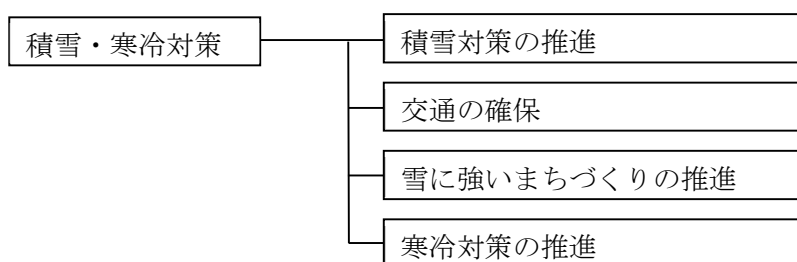
全班、北陸地方整備局、県中能登土木総合事務所、
県中能登農林総合事務所、七尾警察署

1 基本方針

積雪・寒冷期において地震・津波が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震・津波災害の軽減に努める。

〔体系〕



2 積雪対策の推進

積雪期における地震・津波対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくりなど、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市及び防災関係機関は、「石川県雪害対策実施要綱」に基づき、相互に協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

3 交通の確保

地震・津波発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪対策を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、基準の順守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制など、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難場所、避難路の確保

市及び防災関係機関は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに、避難場所、避難路の確保に努める。

5 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

◇資料編 備蓄物資等一覧表

(2) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

【災害に強いまちづくり】

「災害に強いまちづくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその他の市保全事業を計画的かつ総合的に推進する。

災害に強いまちづくり	建築物等災害予防	第25節	一般	地震	津波	雪害
	公共施設災害予防	第26節	一般	地震	津波	雪害
	地盤災害予防	第27節	一般	地震		
	防災資機材等の点検整備	第28節	一般			雪害
	危険物等災害予防	第29節		地震	津波	
	都市の防災構造化	第30節		地震		
	港湾の防災機能の活用	第31節		地震		

第25節 建築物等災害予防

防災班、総務班、土木班、教育班、消防班

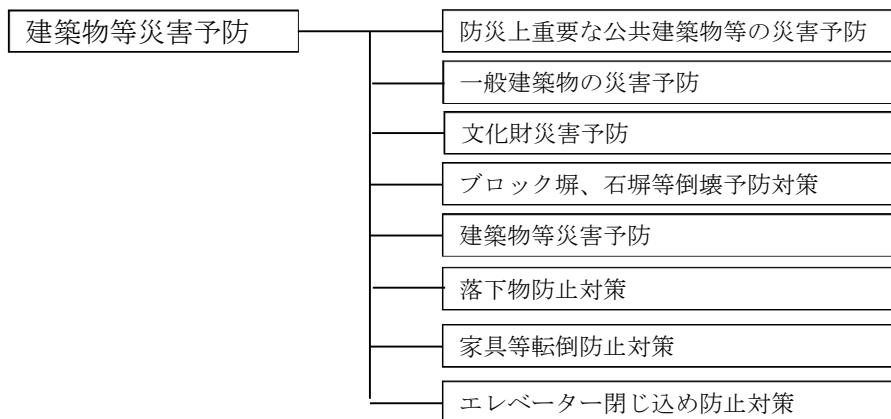
1 基本方針

建築物の構造上の安全性については、建築基準法によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、地震・津波は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、災害に強いまちづくりを行うにあたって、市等は、公共建築物、一般建築物の耐震性、耐浪性、不燃性の確保に努めるとともに、市民及び事業所等の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

〔体系〕



2 防災上重要な公共建築物等の災害予防

災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市等は、次の公共建築物等については、非構造部材を含む耐震対策等を推進するとともに、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備する。やむを得ず活断層直近に立地する場合には、地質調査などに基づき、活断層上を回避するとともに、建物の構造の強化及び一層の耐震性、不燃性の確保などに努める。

また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図るとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

3 一般建築物の災害予防

市及び消防本部は、「石川県耐震改修促進計画」及び「七尾市耐震改修計画」に定める目標の達成に向け、災害による建築物被害の未然防止と、火災等による延焼拡大防止を図るため、老朽住宅密集市街地対策を推進するほか、次の措置を講ずる。

(1) 老朽危険建築物に対する調査、指導

老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築物の構造、敷地危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう、所有者等に対して指導する。

特に、老朽危険建築物等が避難所や避難路に面している場合には、必要な措置をとるよう早期に所有者等に対し指導等を行う。

また、老朽危険建築物のうち空家であるものについて、市はその所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれ等のある状態となるものについて、所有者等に対して助言、指導等必要な措置を行う。

(2) 特殊建築物の検査、指導

旅館、百貨店、病院等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は実地に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

(3) 耐震性、不燃性建築物の建築促進

既成市街地の地盤図の整備を行い、耐震力に応ずる建築物の適正指導を行う。

なお、耐震対策として、耐震構造に対する技術指導を関係団体と協力のもとに実施するとともに、耐震診断の専門技術員の養成に努め、建築物の耐震性向上に向けた体制の強化を図る。

特に住宅に関しては、市民に対して住宅の耐震化の必要性について周知徹底し、防災意識を啓発するとともに、耐震診断・耐震改修等による住宅の耐震化の促進を図る。

不燃性建築物対策としては、必要な地域については、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく防火地域(準防火地域)の指定を行うほか、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐火建築への促進を図り、木造建築物の延焼防止対策を強力に推進する。

(4) 市街地再開発事業等の促進

市街地における非耐火建築物の集積地区及び建築物の密集地区等においては、都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業等を行うことにより、公園、緑地等都市空間の創設、避難路の整備及び地区の不燃化等を促し、都市の防災化を図る。

(5) 中高層建築物の防火対策

ア 整備方針

(ア) 建造物の位置、構造及び設備は建築基準法等の関係法令に基づき、消防用設備等は消防法(昭和23年法律第186号)の関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。

(イ) 建造物に対して、法令に基づく立入検査を年2回以上実施し、災害予防についての指導に当たるとともに、消防用設備及び防火訓練用設備の設置、維持、管理について、防火防災上の見地から必要な指導を行う。

イ 指導方針

(ア) 高層建築物及び地下街の不燃化

(イ) 火気設備及び火気管理の規制

(ウ) 防災設備の集中管理

(エ) 避難計画

ウ 防災管理体制の強化

(ア) 防災計画の樹立

(イ) 自衛消防訓練の実施

(ウ) 避難管理

エ 具体策

- (ア) 百貨店等における夜間又は休日時の防火体制の確立
 - a 防火管理体制の確立
 - b 模様替え等の作業管理
- (イ) 百貨店等における一般的な防火体制の確立
 - a 火災の発生又は拡大危険のある物質の安全管理
 - b 上階への延焼防止措置
 - c 避難技術の検討
 - d 消防隊の進入経路の確保
 - e 注排水措置の確立
- (ウ) 消防訓練特に避難訓練の実施の徹底

オ その他

- (ア) 特別避難階段の設置
- (イ) 排煙口の確保
- (ウ) 消防隊進入口の確保
- (エ) 消防専用エレベーターの運行の確保
- (オ) 既存防火対象物等に対する消防用設備等の設置の指導

(6) 建築物避難施設対策

- ア 敷地の道路に対する基準を確保する。
- イ 宅地又は敷地内通路の基準を確保する。
- ウ 廊下及び直通階段の基準を確保する。
- エ 出入口又は非常口の基準を確保する。
- オ 避難階段、直通階段等の施設又は廊下との基準を確保する。
- カ 防火壁、防火区画又は防火設備、特定防火設備の設置を確保する。
- キ 排煙設備又は非常用照明設備の設置を確保する。
- ク 非常用進入口の基準を確保する。
- ケ その他旅館、百貨店、マーケット、病院、興行場、集会場等の特殊建築物については、定期報告により維持保全を図る。

4 文化財災害予防

(1) 建築物予防対策

市は、指定文化財のうち、建築物については、次の事項について、教育委員会、消防本部と協力して所有者、管理者等を指導する。

- ア 防火管理の体制を整備する。
- イ 環境の整理整頓を実施する。
- ウ 火の使用を特に注意し、場合によっては制限する。
- エ 火災危険のある箇所早期発見と施設の改善を行う。
- オ 火災警戒は、特に厳重に行う。
- カ 消火設備を完備する。
- キ 警報設備を完備する。
- ク 落雷状況を考慮し、避雷装置を設置する。
- ケ 消防用水の確保措置を講ずる。

- コ 消防車両の進入道路を確保する。
- サ 防火塀、防火帯を設ける措置をする。
- シ 防火壁、防火戸の設置を指導する。
- ス 自衛消防組織の訓練を実施する。
- セ 盗難、き損等事故防止措置を講ずる。
- ソ 雪の側圧をさけるため、事前にさしかけ等の措置をとる。

◇資料編 指定・登録文化財一覧

(2) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り収蔵庫に保管し、収蔵庫は耐火性のものとし、特に重要なものについては、建造物防火設備同様の措置をとるよう指導する。

(3) 施設、史跡、名勝、天然記念物等予防対策

(1)、(2)同様の措置をとる。なお、災害が発生しても人命に被害の及ばぬよう平常管理を万全にするよう指導する。

(4) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 防災対策の意識啓発と予防対策

市町又は市教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

また、火災については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

ウ 文化財保護

市町又は市教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。また、文化財の所有者・保管場所・価値等のデータベース化や、3D スキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討に努めるものとする。

5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう、安全性の確保についての指導に努める。

また、危険ブロック塀解体撤去費を助成する制度の周知を進める。

6 家具等転倒防止対策

市は、地震動による家具等の転倒被害を防止するため、または津波からの迅速かつ確実な避難を図るためには、家具等の転倒被害を防止する必要があることから、「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを住民に周知し、日頃から市民自らが金具による家具等の固定や、チェーンやワイヤー等による家具の転倒防止対策といった家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める。

7 落下物防止対策

市は、地震動による天井材等の非構造部材の脱落による被害を防止するため、点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

8 エレベーター閉じ込め防止対策

市は、地震動によるエレベーター閉じ込め等を防止するため、点検、改修の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう安全性の確保の指導に努める。

9 所有者不明土地対策

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第26節 公共施設災害予防

農林水産班、土木班、上下水道班、北陸地方整備局、県中能登土木総合事務所
県七尾港湾事務所、県中能登農林総合事務所、防災関係機関

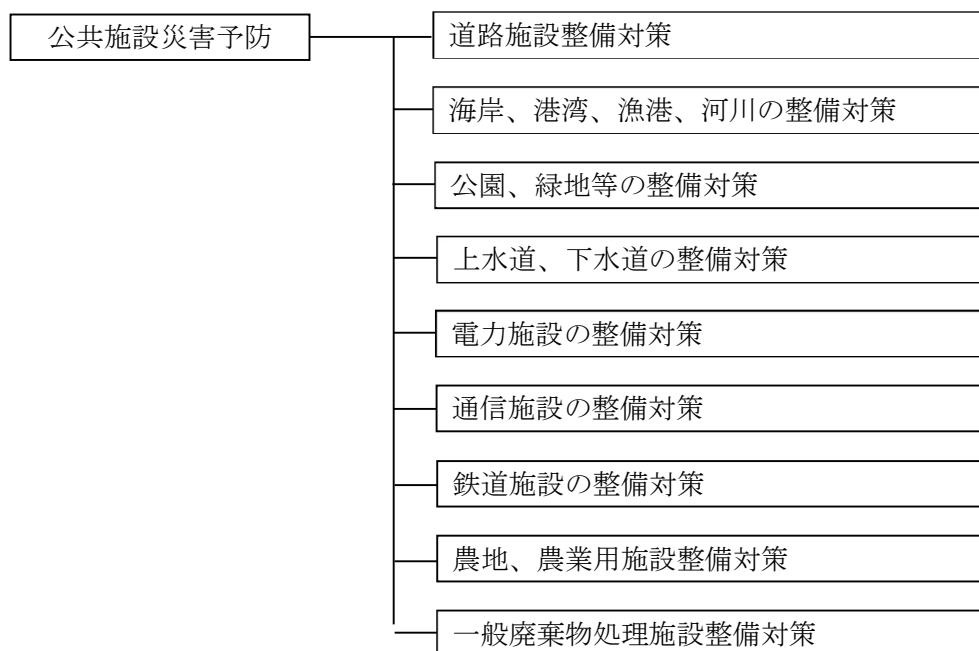
1 基本方針

道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、市及び施設管理者は、災害に強いまちづくりを行うにあたって、これら公共施設の耐震性の強化及び被害軽減のための共同溝等の整備など諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、通信局舎等の交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

〔体系〕



2 道路施設整備対策

災害により道路及び道路の重要な構造物である橋りょう、トンネル等が破損することは、災害時における市民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。

このため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等として、その機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施し、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋りょう等を建設する場合は、安全性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、災害への対応力の高い強靱な道路網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

また、災害により発生が予想される道路破損として、擁壁の崩壊、高盛土箇所崩壊及び法面からの土砂、岩石の崩壊等が考えられる。加えて地下埋設物や電柱、信号機、看板等の施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これらの災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事等を実施する。

(2) 橋りょうの整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用して、緊急性の高いものから落橋防止対策や橋脚の補強を行う。

また、新たな橋りょうの建設に当たっては、最新の仕様を準用し、耐震橋りょうを建設する。

(3) トンネルの整備

トンネルの安全点検を実施し、補強対策が必要とされるものについて、順次補強工事を実施する。

(4) 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

(5) アンダーパス部等の整備

道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(6) 無電柱化の推進

緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止するため、計画的に無電柱化を推進する。

3 海岸、港湾、漁港、河川の整備対策

(1) 海岸、港湾、漁港の整備

ア 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対し整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震点検の結果を踏まえ、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

なお、各施設については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造への改築等を図ることとする。

イ 人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、耐震性を補強するとともに必要に応じて耐震強化岸壁を整備する。また、緊急物資の集積及び市民の避難等のための広場等についても整備する。

ウ 水害対策としては、背後地の市民を守るための海岸保全施設等を整備する。

エ 港湾については、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

(2) 河川の整備

ア 抜本的な河川改修と並行し、即効性のある災害予防対策として、堆積土砂除去を推進する。

イ 災害発生時においては、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進するとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。

このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4 公園、緑地等の整備対策

災害時において、公園、緑地、緑道等の果たす役割は、火災の延焼防止、避難路、避難場所としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住宅の建設用地等としても活用できる。

このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、災害時における地域防災拠点施設としての整備に努める。

(1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。

なお、津波災害対策の津波避難場所となる公園、緑地については、津波浸水深以上の高さを有することが重要である。

(2) 耐震性能の確保

既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性を配慮して整備する。

(3) 地域防災拠点施設の整備

災害時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

◇資料編 防災拠点一覧

5 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水等水道被害に即応するため、次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 動員体制

災害発生時に「給水対策本部」を設置運営できるよう、組織や役割分担等を定めておく。

(イ) 被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、管工事協同組合及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

- (ア) 情報連絡の手段として、事前に水道業務用無線又は防災行政無線を使用できる体制を整えておく。この場合、地方公共団体間の連絡以外に、(一社)日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。
- (イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めておく。

ウ 飲料水の確保

災害時において飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。

- (ア) 水道施設の安全性の確保を図る。
- (イ) 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や管工事協同組合で相互融通できる連絡管等の整備を図る。
- (ウ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保を図る。
- (エ) 応急給水又は応援給水及び応急復旧のため、ポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備(備蓄)するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の整備を図る。
また、自ら整備できない場合を想定し、管工事協同組合からの貸与や県へのあせん等の協力要請を含めた資機材の調達計画を作成する。
- (オ) 応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制を検討する。
- (カ) 自主防災組織及び市民に対し、緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

◇七尾市水道地震対策マニュアル

(2) 下水道の整備

市は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の災害時における防災性の強化に努めるとともに、地震等災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、災害に対する安全性を確保する。

ア 施設の整備

(ア) 管渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、地盤条件等を総合的に検討して計画する。

なお、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう安全性の強化を図る。

また、「下水道施設計画・設計指針と解説((公社)日本下水道協会)」及び「下水道施設耐震対策指針と解説((公社)日本下水道協会)」、「下水道の地震対策マニュアル((公社)日本下水道協会)」の基準に従い、総合的に検討を行う。

イ 安全の確保

(ア) 体制面の強化

- a 日頃から設備の巡視、点検を行い安全の確保に努める。
- b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。
- c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定める。

- a 初動時の要員の確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備体制

電力供給事業者は、災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

また、市及び電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、土地等の権利者への協力に努めることとする。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

各設備については、適切な耐震性を有するような所要の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

災害に伴い地盤の不等沈下、地すべり等の発生するおそれがある軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地盤等への新たな設備の設置については極力避ける。

(2) 保安の確保

ア 体制面の強化

(ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(イ) 日頃から震災に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ウ) 日頃から震災に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ 要員の確保

震災時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- (ア) 初動時の要員の確保
- (イ) 非常招集方法
- (ウ) 応援要請方法
- (エ) 広報体制等

7 通信施設の整備対策

震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐火並びに多ルート化に努める。

また、市、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、土地等の権利者への協力に努める。

(1) 電信電話

電話通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

ア 社員の動員体制

震災が発生し、又は発生する恐れがある場合において、業務の運営及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、下記事項について定めておく。

- (ア) 初動時駆け付け要員の確保
- (イ) 社員の非常招集方法
- (ウ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法

イ 災害対策機器の配備

(ア) 無線装置

通信の途絶のおそれがある地域への非常用衛星通信装置 (KU-1CH) の事前配備と途絶地域へ非常用無線装置 (TZ-403)、衛星車載車及びポータブル衛星通信装置の出動ができる体制を確立しておく。

(イ) 移動電源車

震災時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車の出動ができる体制を確立しておく。

(ウ) 応急復旧ケーブル

震災により、ケーブルが被災したときの応急復旧用として、各種応急復旧ケーブルを確保しておく。

ウ 電気通信設備の確保

震災等に備えて次の設備、資機材の点検を行う。

- (ア) 電気通信設備の巡回、点検及び防護
- (イ) 災害対策機器及び車両の点検、整備
- (ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配
- (エ) 震災時措置計画及び施設記録等の点検確認

エ システムとしての信頼性向上

- (ア) 通信設備の耐震、耐火、水防設計、施工及び建物等の防護措置による設備自体の強化を図る。
- (イ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成に努める。

(2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効である。

特に、震災時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されるところであり、各機関は、次の点に留意して専用線の確保に努める。

ア 耐震性の強化

局舎及び装置等について、耐震等の防災工事を実施する。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。

また、市民への災害情報の伝達手段として、緊急防災情報告知システム及び防災ラジオの設置を促進する。

◇資料編 同報系屋外拡声子局設置一覧

◇資料編 防災ラジオについて

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

◇資料編 七尾市災害対策本部レイアウト

◇資料編 災害時優先電話、衛星電話及び携帯電話

エ 定期的な点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

(3) 非常通信

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、無線局は、免許の条件に関わらず非常通信を実施することができることになっている。このため、そのような事態に備えて、次の措置を講ずる。

ア 非常通信協議会の拡充強化

イ 非常通信訓練の実施

(ア) 全国非常通信訓練

(イ) 全国感度交換訓練

(ウ) 北陸地方非常通信訓練

(エ) 石川地区非常通信訓練

(4) Lアラート（災害情報共有システム）

市、県及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、Lアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。

ア Lアラート（災害情報共有システム）の整備の促進を図る。

イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練を実施する。

(5) 放送

放送は、非常災害時における市民への情報伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進を図る。

ア 送信所、演奏所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。

イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を講ずる。

ウ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の整備を推進する。

エ 二次災害防止のための防災設備の整備を推進する。

オ 建物、構造物、放送設備等の耐震性等についての定期点検を実施する。

8 鉄道の整備対策

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）金沢支社、日本貨物鉄道株式会社（以下「JR 貨物」という。）金沢支店、北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社及び IR いしかわ鉄道株式会社（以下「鉄道事業者」という。）は、地震による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 鉄道施設等の耐震性の向上

橋りょう、土工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。

(2) 地震検知装置の整備

列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。

(3) 情報連絡設備の整備

各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信設備の整備拡充を図る。

(4) 鉄道施設等の点検巡回

列車運転の安全を確保するため、定期的に点検、巡回を行う。

(5) 救護、誘導訓練の実施

地震による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護、誘導ができるよう訓練教育を行う。

9 農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理を実施するとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。

また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれがあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図ることで、防災・減災対策を推進する。

10 一般廃棄物処理施設整備対策

市は、一般廃棄物処理施設の浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保及び耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

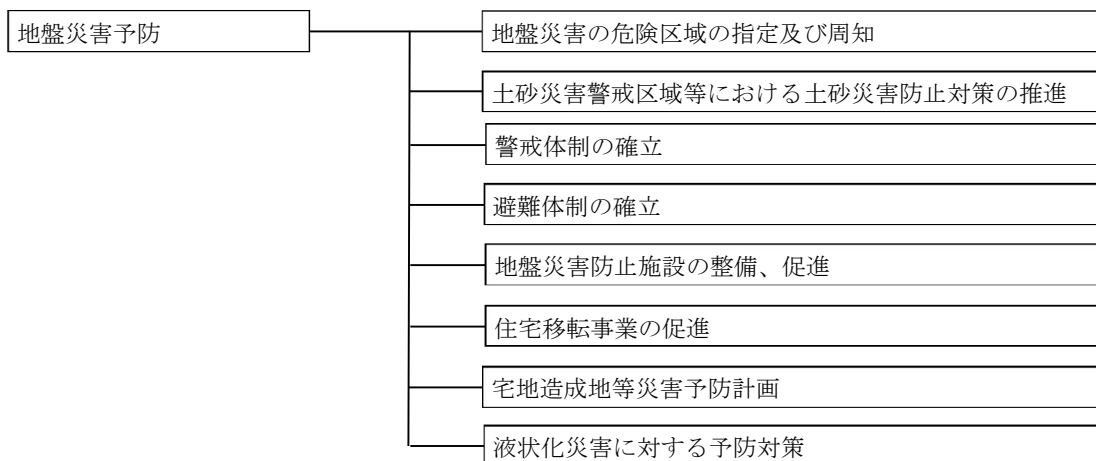
第 27 節 地盤災害予防

農林水産班、土木班、防災班、総務班、県中能登土木総合事務所、
県中能登農林総合事務所

1 基本方針

土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害を防止するため、これら危険箇所の現状を把握し、区域の指定、管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設、改良及び危険箇所とその周辺の住宅移転等の総合的な対策を実施及び指導し、地盤災害の防止を図る。

[体系]



2 地盤災害の危険区域の指定及び周知

市及び県は、地盤災害から市民の生命、財産を保護するため、指定された災害危険地区及び指定区域外の危険な箇所について、それぞれの個所名、所在地等を市地域防災計画に明示するとともに、これらの危険箇所の周辺住民等に対して、災害の危険性について周知徹底を図る。

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域における対策

市は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- (2) 市は、前項エに記載する事項を定めるときは、市地域防災計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同項に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。
- (3) 市長は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保した上で必要な事項等市地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知する。
- (4) 市及び県は、協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努める。また、市は、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

◇資料編 土砂災害（特別）警戒区域一覧

◇資料編 土砂災害（特別）警戒区域における要配慮者利用施設

4 警戒体制の確立

- (1) 市及び県は、合同又は単独で定期的に危険箇所の巡視、点検を実施し、地盤災害の未然防止に努める。
- (2) 県は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生危険性が高まった時に、金沢地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を警戒レベル4相当情報として発表し、市長が防災活動や住民等への避難指示発令等の対応を適時適切に行えるよう、関係する市町長へ通知するとともに、住民の自発的な避難判断等を促すため一般へ周知する。なお、土砂災害警戒情報は、大雨警報発表後に発表され、土砂災害の危険性が最も高いことを示し、避難指示等の判断に資する警戒レベル4相当情報として位置づけられている。
- (3) 市は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認められるときは、危険箇所の巡視、警戒を行う。

また、当該危険箇所ごとに所要の警戒要員を配置するなど、警戒体制について、あらかじめ定めておく。

なお、巡視、警戒に当たるべき時機を失しないよう、県との連絡を密にし、降雨量の把握に努める。

5 避難体制の確立

市は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。避難指示等の発令基準やその伝達手段等については、あらかじめ定めておく。

また、地域の実情に最も適した避難所、避難路及び避難誘導方法等を定め、これを市地域防災計画に明示するとともに、広報誌、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。

◇七尾市避難情報判断・伝達マニュアル

6 地盤災害防止施設の整備、促進

- (1) 地すべり防止工事の促進

能登地区は、地質及び気象的要因により地滑りの多い多発地帯である。

このため、県は、人家、公共施設の多い緊急度の高い重要区域から順次、排水工、砕工、排土工等の防止工事を施行し、地すべりの防止に努める。

(2) 治山対策の促進

山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。また、山腹崩壊等対策や流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。

(3) 急傾斜地崩壊防止工事の促進

県は、急傾斜地崩壊危険区域について、地元民にかけ崩れを誘発するような行為の制限、又は防止対策工事の施行を指導する。また、地元民だけで崩壊防止工事の施工が困難である箇所のうち、危険度の高い重要区域から順次公共事業として、擁壁、コンクリート張り工、排水工、法切工等の防止工事を行い、かけ崩れの防止に努める。

7 住宅移転事業の促進

市及び県は、危険箇所に居住する者に対して、必要な指導を行うとともに、当該危険地域外に住居の建設移転等を行う場合に、住宅金融公庫資金の融資指導等を行うほか、次の事業によりその移転を促進する。

ただし、家屋等の経常的被害に対する補修又は補強は、原則としてそれぞれの家屋管理者が行う。

(1) かけ地近接等危険住宅移転事業

かけ地崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある箇所に存する危険住宅の移転を促進するため、かけ地近接等危険住宅移転事業を促進する。

(2) 防災のための集団移転事業

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和 47 年法律第 132 号)に基づき、住民の居住に適當でない認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。

8 宅地造成地等災害予防計画

市は、宅地の造成や盛土・切土等に伴うかけ崩れ、土砂の流出等崩壊の発生を防止するため、次のとおり災害予防措置を講ずる。

(1) 宅地造成地域の規制

宅地造成盛土等に伴う災害により、人家等に被害を及ぼしうる区域に対して、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づき宅地造成工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、宅地造成だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や、単なる土捨て行為・一時的な堆積についても適切な規制を行い、盛土等に伴う災害の防止を図る。

また、都市計画法の開発許可制度も宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可となることから、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう規制する。なお、必要があると認めるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保を図る。

(2) 指定区域内における措置等

宅地造成工事規制指定区域及び特定盛土等規制区域内における宅地造成や盛土・切土等に関する許可申請に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。

また、必要に応じて、指定区域のパトロールを実施し、違反工事、危険な宅地の発見をし、災害の未然防止に適切な指導を行う。

(3) 危険盛土等に対する措置

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

なお、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

9 液状化災害に対する予防対策

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が実施されることが必要である。このため、市は、県が地震被害想定において液状化発生の可能性を予測した液状化危険度マップを防災関係機関及び市民並びに建築物の施工主等に周知するよう努めるとともに、住宅・宅地の液状化対策に有効な技術情報提供に努める。

また、液状化危険度の高い地域については住民等に周知徹底を図る。

なお、市は、土木施設や建築物等について、液状化対策等の調査研究の成果を積極的に活用し、各種の液状化対策工法等を組み合わせながら可能な限り取り入れていく。

◇資料編 液状化しやすさマップ

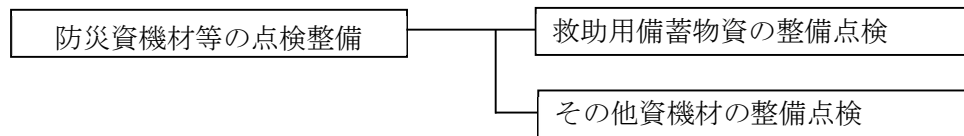
第 28 節 防災資機材等の点検整備

土木班、防災班、総務班、消防班、防災関係機関

1 基本方針

市、県及び防災関係機関においては、災害応急対策に必要な資機材を、災害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時、点検整備する。

〔体系〕



2 救助用備蓄物資の整備点検

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく救援物資及び日本赤十字社石川県支部七尾市地区で備蓄する救援物資については、品目、員数、梱包の整理点検による適正保存に努めるとともに、災害発生による備蓄物資の支給又は棄損したときの補充等、物資の確保に万全を図る。

◇資料編 備蓄物資等一覧

3 その他資機材の整備点検

救援資機材を保有する機関及び応急復旧用資機材を備蓄する市は、備蓄物資について、計画的に配備するとともに、支給又は棄損による補充など、物資の確保を図る。

◇資料編 備蓄物資等一覧

◇資料編 災害備蓄品購入計画

◇水防計画 資料編

第29節 危険物等災害予防

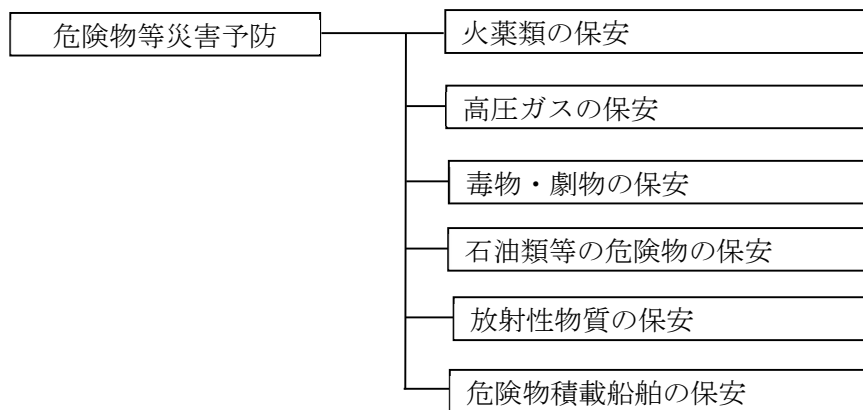
防災班、総務班、消防班、七尾警察署、七尾海上保安部、
県能登中部保健福祉センター、事業所

1 基本方針

火薬類、高圧ガス等の発火性若しくは引火性物品又は毒物・劇物等の危険物品は、地震発生時には直ちに災害の原因となるとともに、災害を拡大させる重要な要因となるおそれがある。

このため、市及び防災関係機関は、地震発生に係る緊急措置の徹底を図るとともに、これらの施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練等を通して、災害の防止に万全を期する。

[体系]



2 火薬類の保安

(1) 立入検査及び保安指導の実施

消防本部及び七尾警察署は、対象事業所に対して保安検査を実施し、施設の構造、位置及び火薬類の取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。

ア 法令に定める技術基準を順守するよう指導又は措置命令を行う。

イ 施設設備の欠陥個所に対する是正と保安全管理及び運搬に関する措置を指導する。

ウ 事業者が危害予防規程、保安教育計画の整備を行い、自主保安体制の充実を図るよう指導する。

(2) 火薬庫の所有者等が行う危険時の応急措置

所有者等は、近隣の火災その他の事情により火薬庫が危険な状態となり、又は火薬庫が何らかの理由により安定度に異常を呈したときは直ちに次の措置を講ずる。

ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、これに移し、かつ、見張人をつける。

イ 搬送が困難な場合は、火薬類を水中に沈めるなど、安全な措置を講ずる。

ウ 以上の措置によらない場合は、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、一方で防火の措置を講じ、かつ、必要に応じて付近住民に避難するよう警告する。

エ 吸湿、変質、不発、半爆等のために原性能若しくは原形を失った火薬類又は安全度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

(3) 県及びその他機関の緊急措置

災害発生の防止その他緊急の必要がある場合には、次の措置を行う。

- ア 製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命ずる。
- イ 製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄を一時禁止し、又は制限をする。
- ウ 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。
- エ 廃棄した火薬類の除去を命ずる。
- オ 自動車又は軽車両により火薬類を運搬する者に対して、運搬証明書の提示、及び運搬上の適否の検査を行う。
- カ その他災害防止のための必要な応急措置命令を発する。

(4) 自主保安体制の確立

- ア 市は、県及び石川県火薬類保安協会、自主的保安活動の推進を通じて災害の防止を図る。
- イ 消防本部は、防火指導に当たるとともに、防火管理者による防火設備の保安管理等の徹底を図る。
- ウ 事業所等は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を図る。

(5) 関係機関の連携

関係機関は、事業所等に対する監督・指導の連携強化を図り、防災対策の万全を期する。

3 高圧ガスの保安

(1) 立入検査及び保安指導の実施

監督機関は、対象事業所に対して立入検査を実施し、施設の構造、位置及び高圧ガスの取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。

(2) 製造所等が行う危険時の応急措置

- ア 製造施設又は消費施設が危険な状態となったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、その設備内の高圧ガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させる。
- イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ウ 前記の措置を講ずることができない場合には、従業員又は必要に応じて付近の住民に対して退避するよう警告する。
- エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのないよう措置する。

(3) 県及びその他機関の緊急措置

公共の安全の維持又は災害の発生防止のために、緊急の必要があると認めるときは、次の措置命令を発する。

- ア 施設の全部又は一部の使用の禁止
- イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限
- ウ 容器の廃棄又は所在場所の変更

(4) 自主保安体制の促進

- ア 市は、県及び高圧ガス保安団体と連携をとり、自主的保安活動の推進を通じて災害の防止を図る。
- イ 防火管理者は、消防本部の指導に基づいて、防火設備の保安管理等の徹底を図る。
- ウ 事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を図る。

(5) 関係機関の連携

関係機関は、定期的な連絡会議等を通じて事業所等に対する監督・指導の連携強化を図り、防災対策の万全を期する。

4 毒物・劇物の保安

(1) 毒物・劇物貯蔵所の届出

毒物・劇物貯蔵所の管理者は、有毒物資について消防本部に届け出るとともに、貯蔵施設の入口等に品名、化学的性質を明示するよう努める。

(2) 立入検査の実施

消防本部は、事業所等に対し、適時立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する設備、火災予防管理及び火災防ぎよの指導を行う。

(3) 施設の維持

消防本部は、毒物・劇物事業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

(4) 事故措置の徹底

消防本部は、毒物・劇物によって、市民の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれがあるときは、事業者及び毒物・劇物取扱責任者に対し、能登中部保健福祉センター、七尾警察署に届出させるとともに、危険防止のため危険区域所在者の避難を命じ、立入禁止区域を設定するなど応急措置を講ずる。

5 石油類等の危険物の保安

(1) 立入検査の実施

ア 消防本部は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）に対して立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせ、基準に適合しないものは直ちに移転、改修するなど、災害防除の見地から貯蔵、取扱等の厳正を期し、十分な指導監督を行う。

イ 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による事故は、人家の密集する地域で発生する可能性が大であり、その範囲も市内一円である。

この災害を防止するため、県、七尾警察署及び消防本部は連携を密にして立入検査を実施する。

(2) 自主保安体制の確立

消防本部は、危険物施設の所有者、管理者に対して、法令に基づく予防規定の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進させる。

(3) 化学消火剤の備蓄と配備

消防本部は、大量危険物施設において万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるので、施設の所有者等に対して災害時の処理及び体制と化学消火剤の備蓄を指導する。

(4) 防災教育

消防本部は、危険物施設関係者に対して関係法令及び災害予防の具体的方法について教育を実施し、安全管理の重要性を認識させるとともに、従業員等に対する防災教育を行うよう指導する。

6 放射性物質の保安

消防本部は、放射性物質を取扱う事業所等の現況を把握するとともに、災害発生時における消防活動の実施に支障をきたすことのないよう維持管理等について指導する。

なお、放射性物質災害については、「七尾鹿島消防本部 NBC 災害等警備計画」に準じ措置する。

7 危険物積載船舶の保安

(1) 立入検査の実施

七尾海上保安部は、危険物積載船舶に対して、立入検査を実施し、次の事項を中心に海上災害予防について監督指導を行う。

ア 危険物積載船舶に対する安全運航及び関係法令の遵守についての指導

イ 危険物等の荷役時における安全対策の指導

ウ 消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等、海上災害防止に必要な資機材の備蓄量の把握及び取扱指導

エ 七尾港内における船舶交通の安全対策に関する指導

(2) 自主保安体制の確立

七尾海上保安部は、危険物積載船舶に対し、危険物による災害発生時の自主防災活動の要領を制定するよう指導し、自主保安体制の確立を推進する。

(3) 防災機材の整備

七尾海上保安部は、危険物積載船舶において、万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるため、港湾関係機関等に対して防災資機材の整備等について指導する。

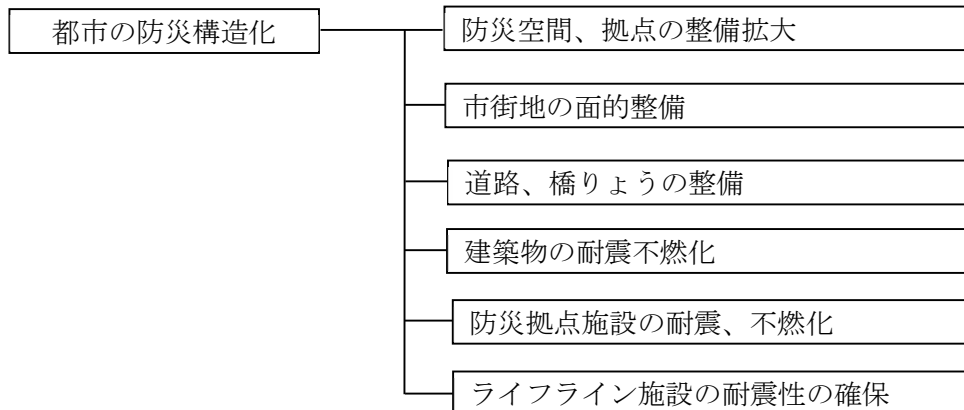
第30節 都市の防災構造化

防災班、総務班、土木班、上下水道班、消防班

1 基本方針

市は、震災対策の観点から災害に強い安全な街づくりを進めるため、中長期的視野に立った市街地の防災構造化に努める。

〔体系〕



2 防災空間、拠点の整備拡大

市は、震災時において、避難者の安全確保を図るため、市街地の中に公園、緑地等のオープンスペースを確保するとともに、消防本部と協力し、防災センター、資材備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽等の防災拠点の整備、拡大を図る。

3 市街地の面的整備

市は、市街地再開発事業、土地区画整理事業等市街地の面的整備を実施し、建築物の耐震不燃化の促進や道路、公園、上・下水道、広場等公共施設の総合的整備に努める。

4 道路、橋りょうの整備

市は、道路、橋りょうは災害時における避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、また火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有しているので、耐震性を考慮した新設、拡幅、架替え・補修等計画的整備に努める。

5 建築物の耐震不燃化

市は、震災時における建築物の安全を確保するため、建築基準法や消防法による防火上、構造上の審査及び適切な指導を行うとともに、特殊建築物、大規模建築物等に対する防火、耐震、避難にかかる規定の遵守の指導や都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定など、建築物の耐震不燃化の促進を図る。

6 防災拠点施設の耐震不燃化

市は、震災時の災害応急対策の拠点となる市出先機関、公民館、学校等については、計画的に耐震不燃化に努める。

◇資料編 防災拠点一覧

7 ライフライン施設の耐震性の確保

上下水道のライフライン施設は、市民生活の基幹をなすものであり、市は、事業者が実施するライフライン施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力し、これらの推進に努める。

第31節 港湾の防災機能の活用

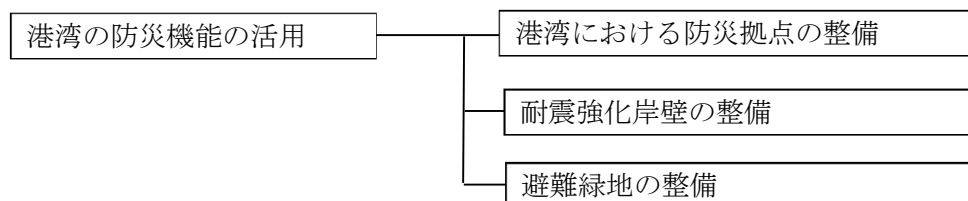
農林水産班、土木班、県七尾港湾事務所

1 基本方針

港湾は、大量輸送が可能な海上交通の拠点であり、震災時には緊急物資の輸送、通勤・通学交通等、陸上交通を補完する海上交通のターミナルとしての機能を有するとともに、災害復旧工事基地、あるいは被災住民の避難所となるなど、被災地の復旧・復興の支援に重要な役割を果たす。

このため、市及び県は、港湾の特性を最大限に活かすことができるよう安全な港湾施設の整備に努める。

〔体系〕



2 港湾における防災拠点の整備

市は、震災時の緊急物資輸送の拠点として、また、被災地の復旧・復興の支援拠点として、岸壁と背後用地が一体となって機能できる防災拠点の整備に努める。

◇資料編 防災拠点一覧

◇資料編 緊急輸送道路ネットワーク図

3 耐震強化岸壁の整備

市及び県は、震災時の緊急物資輸送及び避難者の海上輸送に供するため、橋りょう等アクセス経路を含めた耐震岸壁の整備に努める。

4 避難緑地の整備

市及び県は、震災時に市民の安全を確保するため、背後市街地内での避難地と連携した港湾内における避難緑地の整備に努める。

第2章 複合災害計画

全災害

第1節 基本方針

本章は、同時にまたは連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市、県及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、市地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第2節 災害予防対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県における通信連絡設備の整備

ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系防災行政無線施設及びIMSを活用した地上系防災行政無線施設

イ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

(2) 通信連絡体制の確立

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルート確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

◇資料編 市町村～県庁間非常通信ルート（北陸地方非常通信協議会）

2 複合災害時の災害予防体制の整備

(1) 県は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 県は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市は、県、国、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練を実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

全災害

第3節 災害応急対策

1 活動体制の確立

- (1) 県は、複合災害により関係市町が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合等で、県が必要と認める場合は、関係市町からの要請を待たずに職員の派遣、または国、他都道府県、他市町等に応援を要請・指示を行う。
- (2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ決めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や市町の災害対策本部との合同会議を行うなど同様の配慮を行う。

2 情報の収集・連絡

市及び県は、国や防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3 避難対策

- (1) 市及び県は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。
- (2) 広域避難の実施にあたっては、県は、関係市町に避難先等の情報を示す。
- (3) 関係市町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

市及び県は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

5 緊急時医療措置

県は、大規模自然災害などへの対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、国、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

第4節 災害復旧対策

複合災害として、発生する災害の種類に応じて、本編第3章「復旧・復興計画」の内容を踏まえて対応する。

第3章 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援するなど適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 公共施設災害の復旧

全班、防災関係機関

1 基本方針

災害により被災した公共施設の災害復旧については、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、市民生活の安定及び経済的社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

2 実施責任者

市長、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県は、特定大規模災害等を受けた場合、または、災害が発生し、県が管理する道路と交通上密接である市町道が被災した場合、市からの要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。

3 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 道路公共施設災害復旧事業計画
 - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
 - ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
 - コ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
 - サ 公園公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上水道施設災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

4 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、市等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国の災害査定が早急に行えるよう努める。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果があがるように、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(6) 小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、県、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

5 職員の確保

市において職員の不足が生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県にあつせん又は調整を要請する。

なお、市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第33条(派遣職員に関する資料の提出等)に準じて、市は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

防災班、総務班、災害救助班、商工班、農林水産班、土木班、企画班、教育班

1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)に基づく事業
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づく事業
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく事業
- (7) 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に基づく事業

3 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、市は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条、第4条)
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(激甚法第6条)
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚法第7条)
 - エ 天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚法第8条)
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚法第9条)
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(激甚法第10条)
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助(激甚法第11条)

- ク 森林災害復旧事業に対する補助(激甚法第 11 条の 2)
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)による災害関係保証の特例 (激甚法第 12 条)
 - イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法 (昭和 31 年法律第 115 号)による貸付金等の償還期間等の特例 (激甚法第 13 条)
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (激甚法第 14 条)
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (激甚法第 16 条)
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (激甚法第 17 条)
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (激甚法第 19 条)
 - エ 母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による国の貸付の特例 (激甚法第 20 条)
 - オ 水防資材費の補助の特例 (激甚法第 21 条)
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (激甚法第 22 条)
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (激甚法第 24 条)
 - ク 雇用保険法(昭和 41 年法律第 132 号)による求職者給付の支給に関する特例(激甚法第 25 条)

第3節 被災者への支援

防災班、総務班、土木班、農林水産班、災害救助班、広報班

1 基本方針

災害発生後の市民生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する班を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あつせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給並びに損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図るものとし、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融資措置の促進、利子補給並びに損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対する農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）に基づく災害復旧資金の融資及び既往貸付期限の延長措置の指導あつせんを行う。

3 住宅金融公庫資金のあつせん

(1) 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況等調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市においては、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

市は、地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあつせんについて、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

4 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、民生委員、市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携し、生活福祉資金貸付制度により生活福祉資金の貸付を行う。

5 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

6 災害援護資金の貸付

市は、条例の定めるところにより、市内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）で定める災害により、被害を受けた世帯に対して災害援護資金の貸付を行う。

7 災害弔慰金の支給

市は、市条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市の住民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

8 災害障害見舞金の支給

市は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

9 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に定める自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

10 制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

◇資料編 被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）

第4節 被災者の生活確保のための緊急措置

防災班、総務班、災害救助班、調査班、土木班、防災関係機関

1 基本方針

災害の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家そう失及び環境破壊等をもたらし、住民を極度の混乱におとしいれることとなる。

このため、市及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 生活相談

- (1) 市は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康及び身上等の相談に応ずる。
- (2) 住宅再建に対する相談については、県、市及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (3) 市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のう え、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (4) 市及び県町は、総務省石川行政評価事務所が特別行政相談活動を実施する場合において、連絡・調整を図り、協力する。

4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送れることができるよう、市や県及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5 罹災証明の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

このため、次の措置を講ずる。

- (1) 市だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。
- (2) 県は、市から要請があった場合は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう支援する。

6 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、産業技術専門校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。

7 市税等の徴収猶予

市長は、被災者の納付すべき市税について、条例の規定に基づき申告、申請、請求及びその他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害状況に応じて実施する。

8 公営住宅等の整備

市は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行う。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け、早期の整備を図る。

9 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、市は国に対し無償借受等の申請を行う。

10 災害廃棄物の処理等

- (1) 市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速かつ適正な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。
また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点として活用する。
- (2) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第5節 災害義援金及び義援物資の配分

防災班、総務班、災害救助班

1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。

2 義援物資の募集

市は、受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集する。

また、市は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

3 義援金及び義援物資の受付

市に寄託された義援金及び義援物資の受付は、災害救助班において行う。

4 義援金及び義援物資の配分

市は、義援金及び義援物資の配分について、配分委員会を設置して、義援金及び義援物資の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

5 義援金及び義援物資の輸送

市は、県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資について、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て被災者に配分する。

6 義援物資保管場所

市は、義援物資の保管場所として、市保有倉庫を充てる。

第6節 復興計画

全班、防災関係機関

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方針の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や市民の意向を勘案して、迅速な現状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

3 計画的復興の進め方

(1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

(2) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国、県との連携などにより、必要な体制を整備する。

(3) 市は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境確保等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(4) 市は、復興のための市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(5) 県は、被災者が行政手続等を円滑に実施するため必要と認めるときは、協定に基づき協力（生活再建に必要な手続に関する相談や書類作成など）を要請する。

(6) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、この場合、県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。